

ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画

計画期間 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画

目 次

1 基本的な事項

(1) ニセコ町の概況	4
1) ニセコ町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	4
2) ニセコ町における過疎の状況	5
3) ニセコ町の社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	
1) 人口の推移と動向	7
2) 産業別人口の推移と動向	8
(3) 市町村行財政の状況	
1) 行財政の状況	9
2) 施設整備水準の現況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
1) 移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成	11
2) 産業の振興	11
3) 地域における情報化	12
4) 交通施設の整備、交通手段の確保	12
5) 生活環境の整備	12
6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	12
7) 医療の確保	12
8) 教育の振興	12
9) 集落の整備	12
10) 地域文化の振興等	13
11) 再生可能エネルギーの利用の促進	13
12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	15

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	28

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	29

5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	40
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	46
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計画	48
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	49

(3) 計画	49
事業計画　過疎地域持続的発展特別事業	50
参考資料　事業計画（令和3年度～令和7年度）	67

1 基本的な事項

(1) ニセコ町の概況

1) ニセコ町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

ニセコ町は、東経 $140^{\circ} 48'$ 、北緯 $42^{\circ} 52'$ 後志管内中央部の羊蹄山（えぞ富士）西麓に位置している。地形は周囲を山岳に囲まれた波状傾斜の丘陵盆地を形成しており、面積 197.13 km^2 で東西に 20km 、南北に 19km の広がりをもつ。

総面積の約70%を山林原野が占め、耕地は水田が約 6.5 km^2 、畑が約 21 km^2 で約14%の利用となっている。

気象条件は概して内陸性気候を呈し温和であるが、東に羊蹄山（ $1,898\text{m}$ ）北にニセコアンヌプリ（ $1,308\text{m}$ ）がそびえ、冬期には積雪が多く平年で 160cm 、多い年には 230cm にも達する豪雪地帯である。

また、本町は自然条件に恵まれており、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一角をなし、ニセコ連峰を中心に四季を通じて観光客が訪れている。特に冬は、地形的条件と相まってスキーのメッカとして広く知られている。

②歴史的条件

本町の開拓は、明治28年に始まり、明治34年11月、真狩村（現留寿都村）から分村、狩太村と称し、市街化の進んでいた元町に戸長役場を設置した。当時の人口は1,015人、戸数291戸であったが、明治37年の小樽、函館間の鉄道開通により、住民の経済活動は一段と活気を呈し、農作物流通の起点として駅を中心とした現在の町並みが形成されていった。

明治39年には2級町村制が敷かれた。同43年、ニセコ、曾我一帯を俱知安村から狩太村に併合、次いで大正14年に桂台の一部を弁辺村（現豊浦町）から併合し、現在の行政区域が定まった。

昭和25年に「羊蹄山」が国定公園の指定を受け、観光地としての基盤が形成された。その後、昭和39年に町名を「狩太町」から「ニセコ町」に改め、現在に至る。

③社会的、経済的条件

ニセコ町の中央部を東西に横断する一般国道5号を幹線として、道道66号（道道岩内洞爺線）がこれに交差し、尻別川沿いにJR函館本線が通じている。しかし、JRの特急、急行の廃止や、高速道路網の整備の遅れから、交通条件は決して良いとはいえない状況にある。近隣との道路によるアクセスは、俱知安町20分、小樽市1時間30分、札幌市2時間、千歳市2時間、室蘭市2時間10分程度の距離に位置し、産業・生活・観光など、幹線の交通量は年々増加している。冬期間は積雪のため車両通行の不能となる地域を若干有する。

基幹となる産業は農業で、馬鈴薯や豆類を主体とする畠作物、水稻、野菜など栽培作物は多岐にわたり、畜産及び複合の経営も多い。経営耕作面積は、一戸当たり平均約15haと中規模であるが、立地条件の不良等により他産業への流出による戸数の減少とその遊休農地の保全、「安心・安全な農業」の基盤である土づくり、健全な農業経営の確立が大きな課題となっている。

地域的に支笏洞爺国立公園 $1,374\text{ha}$ 、ニセコ積丹小樽海岸国定公園 $1,280\text{ha}$ の公園区域を有し、スキー場、ゴルフ場、温泉、ホテル、ペンションなどを備え、民間資本などによる大規模な観光開発が進められ、昭和50年代頃から急速に発展を遂げてきた。また、近年はインバウンド需要の増加により、海外投資による開発も進んでいる。このため、農業中心の産業構造が農業と観光の2本立ての構造へと変化してきた。

2) ニセコ町における過疎の状況

①過疎現象とその原因

昭和30年代後半からの経済の高度成長の結果、わが国の経済発展や国民生活の向上はめざましいものがあったが、その反面農業においては、高度経済成長のもとで農業部門からの多数の基幹的労働力流出、大量の農地転用、地価の高騰がもたらされ、農業生産体制の弱体化が進行した。

昭和40年代には、土地、地形条件の不良に加え、観光地化や新幹線開通予定に伴う土地への投資が土地価格の高騰をもたらし、経営規模拡大の阻害要因となり、経営者意識にも大きな動搖を与えた。このため、所得格差の増大、生活水準の相違、あるいは営農の省力化などに起因し、周辺部の一家離農や次男、三男の若年労働者の流出が相次いだ。一方、第2次・第3次産業部門においても、既存の事務所などにおいて合理化や縮小、廃止による流出が進んだ。

また、昭和60年代から平成にかけての好景気と相まって、観光関連産業の投資増加傾向が見られ、雇用が増大したが、その後の経済不況による景気低迷による影響もあって、高齢者人口の増加と若年者人口の減少に歯止めがかからず、構造的な過疎状況から脱却できない状況にあった。平成後半に入ると地道に取り組んできた社会基盤整備等の過疎対策を基礎として、活発なインバウンドもあり、人口が微増傾向にあるものの、以前として高齢者人口割合は増加と生産年齢人口割合の減少が続き、過疎現象を克服しているとは言えない現状となっている。

②旧過疎法に基づく対策

本町における過疎対策は、生活環境水準の向上と生産基盤の整備による所得の向上を重点に地域社会基盤を形成してきた。近年、産業間の所得格差と生活水準の格差が縮小され、人口の流出に一定の歯止めがかかり、転入者の増加につながっている。

しかしながら、過疎化傾向はいまだ完全解消にいたっていない。現在も高齢者人口割合の増加と生産年齢人口割合の減少が進んでいるが、本町地域の持続的発展を推進していくためにも、地域社会基盤を整え、住民福祉の向上、雇用の拡大及び地域格差の是正を行う必要がある。今後も総合的かつ計画的な過疎対策施策の展開が強く望まれている。

主な対策とその成果を示すと次のとおりとなる。

ア 地域開発の先進的役割を果たす交通通信網の整備を積極的に実施した。

道路体系の整備については、国道・道道など幹線道の整備を促進するほか、町道及び農道の改良舗装を積極的に進めた。また、平成24年からドアツードアのデマンドバス「にこっとバス」を近隣ではいち早く運行し、乗り合い方式により、住民・観光客の交通確保に取り組んできたほか、周遊バス・スキーバス、ボランティアドライバーによる助け合い交通の運行など、地域交通体系の最適化に取り組んできた。

平成24年3月にはコミュニティFM放送「ラジオニセコ」が開局し防災・広報機能を有した通信情報施設の継続的な運営に取り組む必要がある。

また、高度情報化に対応するため、光ファイバー網の整備を進め、町内ほぼ全域をカバーするよう整備を進めた。

イ 教育文化施設の整備を実施した。

学校教育関係では、各学校施設整備、給食センター整備、教員宿舎建設及び幼児センター増築など教育環境の整備を行った。このほか、町民の健康づくりと体育・スポーツの振興を目的とした各種スポーツ施設の充実を図ってきた。

文化面では、昭和53年に完成した有島記念館が有島文学に対する認識の高まり、ニセコ町の名所として多くの人々に親しまれていることから、この施設のより一層の充実を図るため、有島記念公園、有島カルチャーセンター、有島アートギャラリーの建設を行い、好評を博している。

ウ 生活環境整備及び福祉施設など厚生施設の整備を実施した。

老人福祉施設として、昭和60年に特別養護老人ホームの建設後、平成9年にはデイサービスセンター、在宅介護支援センター、平成26年に高齢者グループホームの建設を行い、老人福祉に大いに貢献している。また、簡易水道整備、公共下水道整備、防災体制の強化、火葬場改修、土地開発公社による宅地供給など、定住化と生活基盤の確保に必要な施策を講じてきた。

しかし、核家族化や高齢化の進行による住宅不足や居住のミスマッチ、交通量の増加による交通安全対策、急激な開発の進行に伴う上下水道等インフラ整備の遅れなど、これら新たな問題が生じている。

エ 国営緊急農地再編整備事業など、産業の振興のための各種事業を実施した。

農業面では機械化生産体制の確立、土地基盤整備などが積極的に実施され、労働生産性と農家生活水準の飛躍的向上を見たが、生産費の高騰、地力の減退、異常気象などに加え、農産物輸入自由化などにより農家経済は低迷している。

また、林道の維持管理、民有林や町有林の保育事業などを行っており、林業の振興に寄与している。

商工業では、商工会活動の促進の他、昭和54年の上田商会後志工場の誘致に続き、昭和63年には東亜道路工業のアスファルトプラントが開業した。しかし、既存の事業所は依然として活力を欠いている。

一方、資源に恵まれた観光は年々開発が進み、「ニセコ温泉郷いこいの湯宿いろは」「ヒルトンニセコビレッジ」「ニセコノーザンリゾートアンヌプリ」「ホテル甘露の森」「鶴雅別荘 垣の抄」などが相次いでオープンし、雇用の拡大に貢献しているほか、近年のアウトドア指向の高まりを受け、カヌーやラフティングといったアウトドアスポーツ産業が活性化するなど若年労働者の定住化が図られている。また、海外からの投資も活発であるが、景観条例など町独自の開発規制により、調和のとれたリゾート開発が行われている。

これらの開発とあわせ、企業進出も行われてきた。紅茶等の製造販売を行うルピシア社が町内に工場を整備し、その後東京から本社を移転している。また日本酒醸造の八海醸造社が町内に法人を立ち上げ、ジン・ウィスキー工場を稼働させている。いずれの企業も、町内から原材料の調達や地元企業との連携などを進めており、地域の産業振興への貢献は大きいものである。

③現在の課題と今後の見通し

旧過疎法以来、生活環境施設などの整備が進められるなど、種々の施策が講じられ、開拓入植者の離農などを主要因として進行してきた人口の流出も、社会経済情勢の推移に伴い変化を生じている。

昭和50年代頃からの企業立地や観光関連産業施設（ホテル、スキー場、ゴルフ場等）のオープンなどにより、町内に就業の場が確保され、若年労働者の定住化やリターン化、Iターン化が生じてきている。同時に農家の余剰労働力が雇用に向けられ、兼業農家が増加してきている。しかしながら、農家経済は長期的低迷を続けており、集落環境などは全道に比べ、相対的に低い水準にある。

今後も、地域の均衡ある発展を図り、地域経済の発展と住民福祉の向上に寄与するため、各般にわたる過疎地域の解消に向け積極的に展開する必要がある。

3) ニセコ町の社会経済的発展の方向の概要

従来、ニセコ町は農業を基幹産業として発展してきた純農村地帯であったが、近年の著しい観光開発の進展により、観光を主とする第3次産業生産額が第1次産業の生産額を上回る傾向が生じている。この傾向は、産業別就業人口の推移にも表れてきており、

観光関連産業が農業とならび本町の活性化の重点的位置づけとなっている。

今後とも、農業基盤の整備と経営の改善により、農家所得の向上と経営の安定化を図るとともに、調和と共感に基づく民間資本等による観光資源の開発、施設の整備拡大を促進し、さらに農業と観光との循環的な取組みを強化し、経済の持続的発展を図っていく。

また、地球温暖化対策はまったなしの状況にあり、省エネ化の徹底や地域特性にあつた再生可能エネルギーの利用促進による脱炭素化を積極的に進め、エネルギーの循環の向上を図るとともに、脱炭素化と地域活性化を両立させる仕組みづくりを行っていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

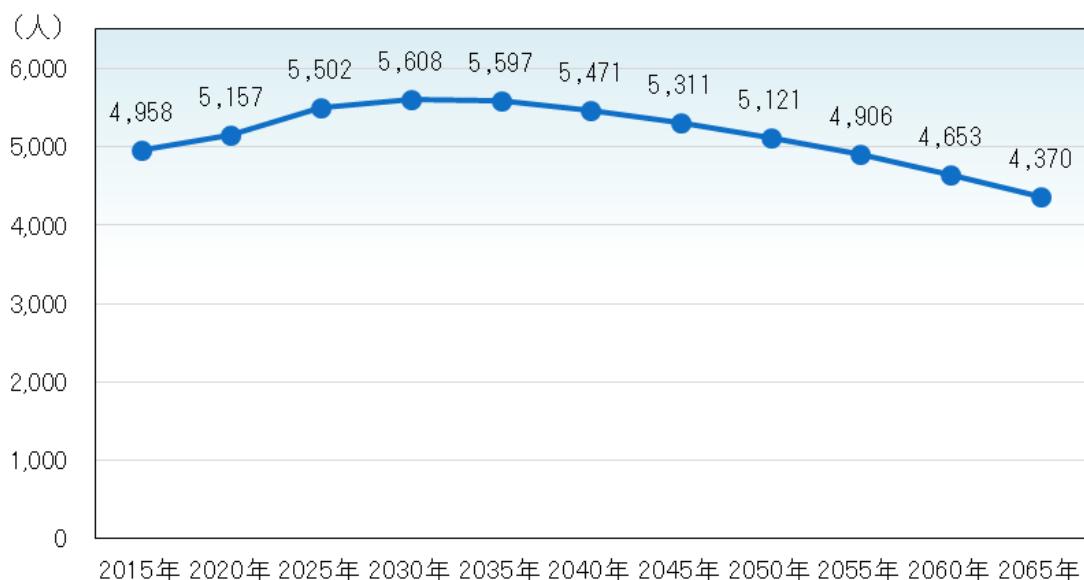
1) 人口の推移と動向

昭和35年からの人口の推移を国勢調査人口で比較すると、昭和35年から昭和50年までは△2,835人(△36.2%)と急激に減少、その後昭和50年から平成2年までの間に△492人(△9.8%)と減少度合いは鈍化の傾向を示した。平成2年から平成17年では、逆にわずかではあるが158人(3.5%)増加、平成17年から平成27年では289人(6.2%)増加となった。昭和35年頃から減少し始め、昭和55年に下げ止まりとなり現在まで微増の状況が続いている。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査) (単位:人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	7,838	5,003	△36.2	4,511	△9.8	4,669	3.5	4,958	6.2
0歳～14歳	2,827	1,136	△59.8	794	△30.1	613	△22.8	652	6.4
15歳～64歳	4,560	3,309	△27.4	2,912	△12.0	2,898	△0.5	2,893	△0.2
うち15歳～29歳(a)	1,837	980	△46.7	745	△24.0	639	△14.2	482	△24.6
65歳以上(b)	451	558	23.7	805	44.3	1,158	43.9	1,322	14.2
若年者比率 (a)/総数	23.4	19.6	—	16.5	—	13.7	—	9.7	—
高齢者比率 (b)/総数	5.8	11.2	—	17.8	—	24.8	—	26.7	—
年齢不詳	0	0	—	0	—	0	—	91	—

表1－1(2) 人口の見通し（地方人口ビジョン）



本町における人口減少は、昭和30年代後半からの経済の高度成長などに伴う都市への人口流出が要因と考えられる。一方で、産業基盤、社会生活基盤の整備が遅れるなど全国的な共通要因のほか、不動産事業者の土地の買い占めなどによる地価の高騰が要因となって、開拓入植者の離農なども進行した。しかしながら、今日の社会経済事情の推移に加え、企業誘致、観光開発が進んだことなどから人口の流出に一定の歯止めがかかり、昭和55年からの人口推移から見ると、今後もしばらくは人口の横這い、または、微増傾向が続くと思われる。しかしその後は、少子高齢化による自然減が進み、減少に転じていくと見込まれる。

世帯数は、昭和55年1,397世帯、昭和60年1,529世帯、平成2年1,583世帯、平成7年1,744世帯、平成12年1,752世帯、平成17年1,896世帯、平成27年2,274世帯と35年間で63%増加しているが、逆に一世帯当たり世帯員数は昭和55年3.3人、昭和60年3.0人、平成2年2.8人、平成12年2.6人、平成17年2.5人、平成27年2.2人と減少し、核家族化の傾向は強まってきている。

年齢階層別人口の推移では、14歳以下の年少人口の減少と、65歳以上の高齢者人口の増加が顕著に表れてきている。若年者比率は平成17年の13.7%から平成27年の9.9%、また高齢者比率は平成17年度の24.8%から平成27年度の27.2%となっており、本格的な高齢社会への対応がせまられている。

2) 産業別人口の推移と動向

総人口に占める就業者の割合は、高齢者人口の増加により、昭和50年は53.5%となっていたが、平成2年に55.4%と回復傾向となった。しかし、平成17年には52.5%、平成27年は50.3%と高齢化現象が顕著に表れ減少傾向にある。

産業別就業人口は、昭和35年から平成27年までの55年間に就業人口総数が34%も減少した。特に、第1次産業就業者は農業就業者を中心に80.7%と著しく減少し、構成比も65.6%から19.2%と減少となったのに対し、観光関連産業を中心とする第3次産業者数は、総就業者数が減少する中で増加の傾向となり、構成比では26.2%から71.7%へと上昇している。昭和60年以降、第3次産業が第1次産業を上回っている。この第1次産業就業者の減少と第3次産業就業者の増加傾向は、農業情勢の厳しさと、観光関連投資の増大、さらにはインバウンド需要の増加により海外投資による開発も進んでいるなど、今後も続くものと予想されている。基幹産業である農業と観光・商工業との結びつ

きは徐々に進んでいるが、さらに循環的な取組みを図ることが地域経済活性化の方向として重要と考えられる。第2次産業就業者数は、昭和35年に310人、構成比8.2%で、平成17年には209人、構成比8.5%、平成27年には構成比9.1%と直近では横這いで推移している。

表1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	3,774	2,676	△29.1	2,501	△6.5	2,450	△2.0	2,492	1.7
第一次産業 就業人口比率	65.6	46.3	—	30.9	—	22.9	—	19.2	—
第二次産業 就業人口比率	8.2	15.9	—	14.9	—	8.5	—	9.1	—
第三次産業 就業人口比率	26.2	37.8	—	54.2	—	68.6	—	71.7	—

(3) 市町村行財政の状況

1) 行財政の状況

近年の財政状況は、補助金や過疎債を始めとした起債を活用して、必要とされるまちづくりや地域経済活性化への取り組みを進めるなど、将来の持続的発展につながるような財政運営を行っている。一方、生活環境、産業基盤、インフラ整備など、多様化や急激な開発に伴う新たな需要は増大している。

本町の決算状況については、平成22年度から歳出で、40億円台の運営が続いている。自主財源の乏しい本町では、国や道に対する依存度が高く、歳入の主なものは地方交付税、譲与税、補助金など国庫支出金・道支出金で全体の約50%を占めている。自主財源である町税については、高齢者人口の増加と若年者人口の減少、人口規模が1万人未満かつ条件不利地域であることなどから令和元年度で19.1%と低い歳入構成比率となっている。一方、歳出額では普通建設事業費が平成22年度21.9%、平成27年度16.1%、令和元年度17.6%と比較的高い比率を占めている。

今後、ニセコ地区国営緊急農地再編整備事業、簡易水道整備事業、俱知安厚生病院整備事業など多額の財政需要が見込まれており、これらの財源確保のために町債に依存した財政運営を続けることは、将来の町財政にとって重圧となることから、公債費負担の増大など種々財政状況を勘案しつつ、国庫補助等を最大限活用するなど町債の抑制に努め、健全な財政運営を図ることが必要である。

財政の指標となる各種数値を示すと次のとおりである。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	4,703,155	4,688,901	5,051,644
一般財源	2,716,982	2,828,238	3,045,901
国庫支出金	848,549	375,621	303,365
道支出金	209,109	294,682	277,894
地方債	482,914	541,829	795,310
うち過疎債	47,500	181,300	211,000
その他	445,601	648,531	629,174
歳出総額B	4,575,913	4,492,794	4,866,113
義務的経費	1,687,746	1,698,880	1,727,194
投資的経費	816,535	426,697	665,696

	うち普通建設事業	810,050	416,668	665,172
その他の	1,881,755	2,061,033	2,232,234	
過疎対策事業費	189,877	306,184	240,989	
歳入歳出差引額C(A-B)	127,242	196,107	185,531	
翌年度へ繰越すべき財源D	25,720	29,859	0	
実質収支 C-D	101,522	166,248	185,531	
財政力指数	0.25	0.24	0.32	
公債費負担比率	21.2	20.1	17.1	
実質公債費比率	14.7	13.8	10.9	
起債制限比率				
経常収支比率	86.9	85.7	86.5	
将来負担比率	69.6	66.8	36.0	
地方債現在高	6,201,031	6,154,269	5,968,558	

2) 施設整備水準の現況

情報化社会の進展は、地域の要望を著しく変化させ、生活環境の整備などについて多くの課題が提起され、これらに対応する計画的な施設整備水準の向上が必要とされている。そのため、それら日常生活と密着した生活環境施設の整備に重点を置いて事業の推進を図ってきた。町道の改良率は全道市町村道水準にあり、舗装率は比較的高い。また、水洗化については、下水道や浄化槽の整備を引き続き進めており、約50%の水洗化率を維持している。水道普及率については高い水準にあるが、急激な開発の進行に伴う上水道供給不足を解消するため、さらなる整備を進める必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率(%)	21.2	49.8	62.1	64.5	67.4
舗装率(%)	12.5	37.5	59.4	61.0	63.5
農道					
延長(m)	21.2	49.8	62.1	2,699.0	2,699.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.6	0.5	1.0	—	—
林道					
延長(m)	21.2	49.8	62.1	16,886.0	16,886.0
林野1ha当たり林道延長(m)	1.8	3.5	4.0	—	—
水道普及率(%)	48.0	72.0	84.0	91.9	96.4
水洗化率(%)	2.7	8.3	22.7	52.8	47.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.5	4.1	4.2	4.1	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ニセコ町は、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、豊かな自然環境は心身の健康や活力を与えてくれるかけがえのないものであると同時に、まちの発展を支える産業の基礎にもなっている。

主な産業は農業と観光業であり、豊かな自然環境のもと営まれる農業は、農産物を育てるだけでなく美しい農村景観を生み出し、また、過ごしやすい夏や良質なパウダースノーを求めて海外から多くの観光客が集まっている。ニセコ町の地域経済は、来訪者だけでなくまちの産業や暮らしによって成り立っており、農産物の地産地消や商店街の活性化によって地域経済をまわすことにつながっている。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの活用にも取り組んでおり、地域資源でつくられたエネルギーを地域で使うエネルギーの地産地消を目指している。

このように、ニセコ町の地域資源は豊かな自然環境を基礎としながら、お互いに関わり合い循環して「ニセコ町らしさ」を創り出しており、「循環するまち」を目指すには、お互いに協力し合い、支えあいながら地域づくりを進めていく地域力の醸成が不可欠である。市場主義にもとづく競争社会の今だからこそ、子育てや教育、高齢者福祉など、世代を超えて地域で支えあい助け合う「相互扶助」の地域力が重要になってくる。

第5次ニセコ町総合戦略にある将来像及び第2期ニセコ町自治創生総合戦略にある将来の方向を実現するため、相互扶助の実践を通して地域力を醸成し、自然環境をはじめとした地域にある資源を最大限にいかしながら、過疎対策の継続はもとより北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性を図り、地域の自立に向けて持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現できるよう取り組むことにより、よりいきいきした地域を創造する。

1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

国内諸地域との文化、物産、情報などさまざまな角度からの交流活動を推進するとともに、国際化時代にふさわしい多様な国際交流活動を推進する。また、地域からの人材育成に取り組むほか、域外からの人材獲得も進め、さらにはさまざまなつながりを構築するため関係人口の創出を推進し、それらを支える環境づくりに努める。

2) 産業の振興

地域経済を活性化し雇用機会の増大を図るため、地域の特性を生かし産業の持続的発展に努める。

ア 農 業

ニセコ町農業振興計画に基づき、現在、各種事業を実施中であるが、さらに農業生産基盤や農村生活環境の整備を進め、生産性を向上させ、農業の国際化への波に打ち勝つ、たくましい農業の確立を図る。また、より低コストで品質の高い安全な農産物を安定的に生産・供給するため、「安心・安全な農業」の基盤である土づくり対策を実施し、循環型クリーン農業の確立を図る。

一方で、循環型クリーン農業を都市部の消費者に対してPRしたり、交流したりすることで、その重要性を理解してもらうことも必要である。また、農業者も消費者のニーズに耐えうる農業を確立していく必要がある。そこで、食を通した都市と農山村との共生・対流の促進を図り、互いに理解し合える環境づくりを行い、農業の活性化を図る。

イ 観 光

地域の特性を生かしながら、余暇時間の増大に伴う観光志向の変化に対応した魅力ある観光地づくりを推進する。

民間資本の導入を図りながら、観光レクリエーション施設の整備を促進させる。また、自然、文化など本町の個性を生かした観光資源の活用を図るとともに、新規体験メニューの開発、他産業との連携強化、国内観光客はもとより近年増加している外国人観光客の受け入れ体制の整備拡充を図って、通年・滞在型の観光リゾート地域の形成に努める。さらに、観光協会の機能を向上させるため、平成15年に観光協会の株式会社化を行い、ニセコ観光のPRの強化、観光客目線によるサービスの提供などを行っている。今後、民間資本の導入や商品開発が積極的に行われるよう観光協会に対する支援を継続し観光振興を図る。

ウ 商工業

既存企業の育成強化を図るほか、多様化する消費者ニーズに応えることができる商業の育成に努め、商店の近代化、経営の効率化、サービスの向上、新規創業や他業種

への拡充支援など魅力ある商店街の形成に努め、リゾート地にふさわしい商業力の総合的な向上を目指す。

エ 企業誘致

魅力あるニセコの自然を生かした観光関連企業の誘致を継続するほか、企業・業界団体への情報提供や立地情報の収集などに努め、関係機関への働きかけや広域的な連携を図りながら優良企業の誘致活動を推進する。

3) 地域における情報化

I C Tを活用したまちづくりや、防災情報における通信網の整備強化と情報端末の整備を進め、さらには、観光業や農業など産業面での活用はもとより、生涯学習、学校教育などの場を通じて情報教育を推進する

4) 交通施設の整備、交通手段の確保

一般国道と道道の一体的整備を促進するほか、町道・農道・林道の積極的な整備を図る。また、小樽・黒松内間の高規格道路早期完成及び北海道新幹線建設の促進、地域内交通の維持など交通網整備を促進する。

さらにデマンド交通を中心に地域交通体系の最適化をさらに進める。

5) 生活環境の整備

簡易水道、飲料水供給施設の整備により、急激な開発の進行に伴う供給不足の解消に努める。また、公共下水道の整備を進め、快適で安全な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図る。

効率的なごみ処理を図るため、ごみの減量化を推進し、山麓広域圏による中間処理施設の計画的な運用と一層のリサイクルを進め、地域ぐるみのごみ処理対策を推進する。

住宅対策として公営住宅などの適正な管理を進め、民間資金を活用した集合住宅の建設促進やリゾート環境を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進する。また、あらゆる災害から町民の生命・財産を守ることを基本に防災拠点の整備、防災体制・消防救急体制の強化を推進する。

6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本格的な高齢社会に対応するため、介護保険制度を活用した各種サービスの提供を積極的に行う。各種福祉施設整備や生きがい対策の推進、健康増進・保健対策の推進、障がい者福祉の推進、さらには子育て環境の確保など福祉施策の総合的な展開を図る。

7) 医療の確保

町民が安心して暮らせる保健医療体制を目指して、広域医療圏の中での医療体制整備、既存の医療機関との連携による地域医療体制の整備などを推進するとともに、健康な生活を営むため、地域ぐるみの健康づくりや人間ドックなどの施策を積極的に展開する。

8) 教育の振興

幼稚園と保育所を一体化した幼児センター、小中学校、高等学校など教育施設の長寿化と適切な運営及び体育館、スポーツ施設の拡充に努めるほか、創造性豊かで国際化に通じる人材の養成と学習の場を提供する。また、地域社会と密着した社会教育、体育、スポーツ活動を推進し、地域の教育活動の持続的発展を図る。

9) 集落の整備

日常生活の基本単位となる集落については、活発なコミュニティ活動を行う上で重要な機能を有している。このため、集会施設や公共施設の整備を促進するほか、コミュニ

ティ機能の維持が困難な集落、点在する集落間のネットワークづくりを進め集落機能の維持向上に努める。

S D G s 未来都市モデル街区の整備を積極的に推進し、住宅不足解消や定住促進だけでなくエネルギーコストの削減、活発な自治活動を促進し住みたくなるまちをより一層強化する。

10) 地域文化の振興等

町民の自主的な芸術・文化活動を促進するとともに、有島記念館や学習交流センター「あそぶっく」などの文化施設の環境整備を図り、北の文化の創造拠点をめざす。

また、貴重な歴史的文化遺産を町民共有の財産として適切に保存し、後世に継承していくとともに、町民生活に密着した親しまれる存在として、その活用を図っていく。

11) 再生可能エネルギーの利用の推進

環境モデル都市第二次アクションプランに基づき、温室効果ガス排出抑制の目標達成に加え、住民生活・地域経済の向上と持続可能性を阻む多分野の課題解決について総合的な実現を目指すとしており、象徴的建築物である新庁舎への太陽光発電施設の整備や住民及び事業者に対して再生可能エネルギー利用の促進を図る。

12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

時代の変化に対応した施策の計画的、総合的な展開により、町民生活の向上を図るとともに、多様化する町民ニーズに的確に対応できる効率的で開かれた執行体制を確立していく必要がある。今後も住民と一体となったまちづくりを進めるために、情報公開、情報共有、情報へのアクセシビリティ、住民参加などの施策を積極的に進める必要がある。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第2期ニセコ町自治創生総合戦略人口ビジョンに基づき次のとおりとする。

人口：令和7年度（2025年度）5,502人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における達成状況の評価は、2年以内に町民が参画する組織において検証・評価し公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載する施策については、ニセコ町公共施設等総合管理計画と整合を図り推進する。ニセコ町公共施設等総合管理計画に記載された「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」は、次のとおりである。

1) 公共施設等（建築物）の維持管理の方針

公共施設（建築物）の維持管理及び改修・更新は、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なります。

第一に、適正な時期に適正な維持補修費の計上により、施設としてのライフサイクルコストの縮小に努めます。その上で、施設ごとに点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化、更新の実施方針を整理します。

なお、建築物以外の屋外施設についても、適切な点検・診断等により効率的な維持管理に努めます。

また、現在委託及び指定管理団体による運営を行う施設が増えているため、利用者だ

けではなく、委託者及び指定管理団体との協議により、必要な維持管理や修繕を行い、施設の機能が十分に発揮されるよう適正な維持管理に努めます。

2) インフラ系施設の維持管理の方針

インフラ系施設は町づくりの基盤となるものであり、利用者に対しては安全性確保や安定した供給・処理が行われることが重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、必要な措置を行うとともに、その結果から得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築により効率的な維持管理、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまで劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、予防的修繕を積極的に実施し、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的・長期的に提供します。

そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が見込まれず、かつ、老朽化している場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。同様に、看板や屋外広告物等についても、施設の老朽化や掲載情報の鮮度、今後の利活用の見込み等から、必要に応じて撤去・取り壊しによる対策を講じます。

4) 長寿命化の実施方針

今後も保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。全庁的な観点から、個別計画と整合を図りながら、公共施設マネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定・改定する長寿命化計画等の個別計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとし、併せて公共施設等総合管理計画自体の見直しも図っていきます。

5) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。

実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、町民ニーズの把握や個別評価を行うなど、現状評価と今後の見込みを踏まえ、十分な議論ののちに行います。

6) 建築物の耐震化に関する基本的な考え方

2007（平成19）年度及び2016（平成28）年度の耐震促進化計画に基づき、耐震化への対応を実施します。

新耐震化基準によって建築された公共施設については、施設の機能維持が図られるよう定期点検や修繕による予防保全及び計画的な機能改善に努め、施設の長寿命化を推進します。

なお、2016（平成28）年度時点の多数利用建築物は民間建築物も含め30棟あり、そのうち4棟の耐震性が不十分となっています。国や道計画との整合性を図り、2020（平成32）年度における住宅及び多数利用建築物の目標耐震化率は95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。施設の設置目的や利用度、老朽化度合、耐震化対策に係るコストなどを勘案し、中長期の整備方針を検討します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流

本町の人口は、微増傾向ではあるものの生産年齢人口は微減しており、高齢化も進行している。将来的には、緩やかに人口減少することが見込まれていることから、効果的な移住・定住対策の推進及び地域と多様な関りを持つ地域外の人材の拡大を図り、地域の課題解決や新たな視点によるまちづくりへ結びつける。

また、地域ならではの資源を生かし、民間消費や調達を町内で受け止められるような地域経済循環の構築・強化が必要であり、さらに、地域資源を生かした創業や事業の拡大の推進と個々のライフスタイルに対応した働き方を実現できる環境づくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 起業や事業拡大を促進するため支援制度の充実を図る。

イ テレワークやワーケーションなど多様な働き方を可能とする環境の整備に努める。

ウ 地域おこし協力隊員に対し継続的な支援を実施するとともに、連携しながら取組を推進する。

エ 移住希望者のための情報提供活動を促進する。

オ 地域間交流のための活動を積極的に展開する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>ワーケーション活用促進事業</p> <p>内容：新たな旅行スタイルであり、暮らし方・働き方の提案でもあるワーケーションについて、官民での活用促進を図る。</p> <p>必要性：コロナ禍による、テレワークが普及し働き方・暮らし方が見直される中、ワーケーション適地としてのニセコ町の魅力を発信し、その環境を整備していく必要がある。</p> <p>効果：ワーケーションを通じてニセコ町の魅力を発信することで、観光振興に加え、移住定住への展開やニセコファン（関係人口）拡大などを図ることができる。</p>	町・民間	
		<p>地域おこし協力隊を核とした関係人口拡大事業</p> <p>内容：地域おこし協力隊の受入及び支援を行う。また地域協力活動といった協力隊（OB等含む）の様々な取組などを活かし、ニセコ町とつながる関係人口の拡大を図る。</p> <p>必要性：移住定住対策に加え、新たなまちづくりの担い手の一躍として、ニセコファン・関係人口を拡大させていく必要がある。</p> <p>効果：都市部からの移住者であり地域活動に取り組む地域おこし協力隊（OB等含む）を中心に、関係人口の拡大事業を展開することにより、効果的かつ新たな視点での地域活性化を図ることができる。</p>	町	

	<p>交流拠点(中央倉庫群)活用事業 内容:中央倉庫群の再活用のために、必要な環境を整備のうえ、指定管理者制度により、N P O 等が運営する。 必要性:町の貴重な財産である中央倉庫群を、町内外の多くの方に利用してもらう。町民の憩いの場を確保すると同時に、観光振興や交流拠点化にも繋げる。 効果:駅前という立地や建物の特色を生かし、町内外問わず憩いの場としての可能性がある。住民と観光客など様々な人の交流の場の創設にも繋がる。</p>	町・民間	
	<p>地域間交流促進事業 内容:歴史的・文化的に繋がりのある滋賀県高島市や鹿児島県薩摩川内市、福島県国見町等との交流事業として、特産品相互販売・出店、子どもの相互訪問事業などを行う。 必要性:国際リゾートとして多様な文化に触れる機会も多い本町だが、国内においても歴史的・文化的に繋がりがある地域と交流を継続することで、異なる国内文化等に触れる機会が得られるとともに、本町の魅力・地域の価値のP R や再発見につながる。 効果:相互理解教育の推進、特産品相互販売による経済交流を促進する。</p>	町	
	<p>人材育成促進事業 内容:商工会等と連携しビジネス等に係わるセミナーや講座を実施し、地域人材を育成する。 必要性:地域内において、起業や事業拡大等について学ぶ場が少ない。 効果:ビジネスに関するノウハウを習得することにより、起業や地域で活躍する人材が増加し、地域の活性化に繋がる。</p>	町	
	<p>S D G s 人材育成・支援事業 内容:S D G s に係わるセミナーや講座の実施、また、関連する国際会議、イベント等への子供たちの参加を支援し、町民意識の醸成と地域人材を育成する。 必要性:国際的で多様性のある地域特性を活かしS D G s について学び、行動につなげる取り組みを進める必要がある。 効果:町民意識の底上げ及び核となる人材を育成することにより、持続可能な地域(社会)の実現に繋がる。</p>	町	
	<p>移住定住支援事業 内容:社会情勢や移住希望者等のニーズに応じた相談対応・情報提供などの支援事業を実施する。 必要性:多くの移住希望者に的確かつ柔軟に情報等を提供する必要がある。 効果:定住化の促進と過疎化から脱却する。</p>	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町の産業は第1次産業である農業を中心として発展してきたが、近年は観光産業の伸びにより第3次産業への比重が高まっている。

昭和35年から平成27年までの産業別就業人口比率の推移は、第1次産業が46.4%減少し、第3次産業が45.5%増加してきた。これは、家庭労働の減少や離農による農業就業人口の減少が著しく、産業構造に変化をもたらしたものと考えられる。町の開基以来続いている第1次産業就業人口比率の優勢は、昭和55年に逆転し、現在に至っている。

ア 農林業

農業は、米作、畑作を基幹として酪農や野菜類を組み合わせた複合形態として発展してきた。

農業人口は、経営規模の零細性や後継者難などから、経営転換や離農者が引き続き、減少に歯止めがきかない状態となっている。農家戸数は、平成12年は203戸であったのが、平成27年は144戸に減少している。そのため、生産の担い手である優秀な農業経営者の確保が急務の課題となっている。

一戸当たり経営耕地面積は、平成12年には10.7haであったのが、平成27年では15.4haと1.4倍になっており、生産性は上がってきてているものの、近年の観光開発に伴って土地の開発目的の売買が行われ、農用地の集団的利用や担い手農家の経営規模拡大の大きな阻害要因となっている。そのため、総合的・長期的展望に立った土地利用計画を樹立し、農地の大規模な基盤整備をする必要がある。

林業は、恵まれた自然環境の中で13,252haの豊富な資源を有しているが、基幹産業としての農業への依存度が高いため、林業への関心度が薄く、人工林率も21.7%と低率である。また、林道網の整備も立ち遅れていることから、林道網の計画的整備により、林業施業意欲の向上を図る必要がある。

イ 商工業

町内には、商店が28軒、飲食店が45軒、宿泊施設が78軒ある（令和3年6月現在）。

特に近年は、本町に隣接する倶知安町、さらには小樽市、札幌市の商業活動圏の範囲にあることなどから、町外への消費購買力流出が増加し、沈滞する傾向にある。また、規模の零細性と経営近代化への立ち遅れなどから、多様化する消費者ニーズへの対応が十分図られていない。

事業所数では、小規模な食料品製造業が多いが概して低迷状況にある。民間中小企業は、その多くが依然として経営基盤や企業体質が弱く、かつ技術力、資金調達力の弱さなど解決すべき問題を抱えている。また、中小企業を取り巻く経済社会情勢は極めて厳しい状況にある。

しかしながら、平成14年度に綺羅街道が完成し、住民が主体となって取り組んでいる植栽事業など、さまざまな住民による活動が行われており、商店街活性化の兆しが見えつつある。また、地域外大規模企業の参入や小規模ではあるが新規創業、既存業種拡大を進める事業者も出始めており、今後は企業自らの経営努力に加え、経営の改善合理化、設備の近代化、金融の円滑化などを積極的に進めるとともに、商業と観光、農業との連携を一層強化し、より活気のある「ニセコ商業」を作り出すべく、人材の育成と知的経営活動を助長し、経営体質の強化を図っていく必要がある。

労働者の就業機会が少ないことが人口流出の最大の要因となっており、既存企業の育成振興に努めるとともに地域の特性に応じた企業誘致を引き続き進めていくことが大

きな課題となっている。

ウ 観光

観光客の入り込み数をみると、昭和62年度に100万人の大台を突破して以降増加傾向にあり、平成26年度には159万人規模の入り込み数となっている。

ニセコ町の観光は全国的に冬期のスキー場のイメージが強いが、近年はスキーポートのみならず、夏期の自然体験を利用しての通年型観光に移行してきている。

山や川を利用した自然体験などの夏の観光の定着化が進んだことなどから、平成11年度夏期の観光客の入り込み数が増加し、冬期の入り込み数を逆転したが、ニセコのパウダースノーをはじめとするスノーリゾートの魅力が再び注目を浴びた平成24年度以降、夏冬拮抗した入り込みとなっている。ニセコ町の貴重な観光資源は、豊かな自然環境が主であり、自然環境の保全と自然との共存を生かし、新規観光メニューの開発を行い、観光志向（観光ニーズ）に対応した魅力ある観光地づくりを推進し、ビジターからリピーターへの来訪者教育を図る必要がある。また、観光地ニセコとしての利便性を図る意味から、早期高速交通体系の確立を目指していかなければならない。

（2）その対策

- ア 国営緊急農地再編整備事業等により土地基盤整備及び基幹農道整備を積極的に進める。
- イ 健全な経営を進めるため、先進的機械を駆使した気象情報や市況情報を積極的に活用する。一方で経営管理技術の向上にも努める。
- ウ 土づくりを基本とし堆肥センターを活用した循環型クリーン農業の推進を図る。また、集約草地を更新し畜産農業の健全経営を推進する。
- エ 無人ヘリコプターや大型コンバイン、スマート農業など先進的技術の導入や省労力・低コスト生産を図るため、生産組織化を推進する。
- オ 遊休農地や離農跡地の効率的活用を図るため、農業経営基盤強化法の活用、農地銀行の機能化を図る。
- カ 農産物の継続出荷と流通システムを確立し銘柄産地として発展するため、広域農協を中心とした野菜集出荷施設、予冷施設、馬鈴薯貯蔵施設などの計画的な整備と有効利用を図る。
- キ 生産の安定化を図るため、輪作体系の維持や休閑緑肥の導入、計画的な土壌診断を推進する。
- ク 農業集落の再編と合わせた地域コミュニティセンターの計画的整備により、集落活動とコミュニティ機能の持続的発展を図る。
- ケ 足腰の強い農業経営を確立するため、施設野菜や花き類、また、高収益作物を組み合わせた経営の複合化を図る。
- コ 規格外農産物や新鮮な農畜産物を活用した加工化や産直のシステム化などにより、農業の起業化、所得向上及びPR効果を促進する。
- サ 農業と観光の一体的な取組みによる地産地消を推進する。
- シ 食を通じた都市と農山村との共生・対流の促進を図る。
- ス 商工会の育成を図り、経営構造の改善を促す。
- セ 起業化を推進し、経済の活性化を促す。
- ソ 企業誘致及び経営規模拡大、近代化などの推進を図り、就業の場を確保するとともに新たな産業振興を図る。
- タ 各種観光施設、設備の整備を図る。
- チ ニセコリゾート観光協会と連携を図り、広域的な観光宣伝活動を積極的に行う。
- ツ 夏の資源を活用した施設の整備促進と行催事の創造育成を図る。
- テ 観光開発に必要な基盤の整備を図る。
- ト 観光土産品、特産物の開発を促進する。

ナ 各種事業の実施により、林業の創造を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区 事業実施 平成26年度～令和9年度 受益面積 A=1,490ha	国	
	(3) 経営近代化施設 農業	畜産環境対策事業	町	
	(4) 地場産業の振興 生産施設 流通販売施設	集約草地更新事業	町	
		道の駅ニセコビュープラザ再整備事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	ニセコ観光局整備事業	町	
		綺羅乃湯機能向上改修事業	町	
		フットパス・サイクリングロード整備事業	町	
		なだれ調査所整備事業	町	
		ニセコ森林公园の再活用計画・施設整備事業	町	
		観光サイン類再整備事業	町	
		五色温泉インフォメーションセンター 長寿命化事業	町	
		公園施設改修事業	町	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	観光プロモーション強化事業 内容: 東アジアの富裕層を主なターゲットとし、中国、上海、台湾、シガポール、国内からのインバウンドを狙う。このため旅行博への参加や誘致の商談を行う。 必要性: 国内外の旅行者の目線をニセコへ向けることで、落ち込んでいる宿泊事業の再生が喫緊の手段となっている。 効果: 観光事業者のビジネスを再生し、人口増と観光事業者の生活の安定を確保し、持続可能なまちづくりを進める効果がある。	町		
	グリーンバイク事業 内容: 町内観光拠点に電動付自転車・バイクを配置し、観光客に貸し出すシステム。 必要性: 観光エリアが広く、観光資源や拠点施設間の距離があるニセコにとって、簡易な移動手段は重要なインフラ整備であるため、観光客の移動利便性を大いに高める。 効果: 自転車・バイク利用の促進は、環境負荷を低減するとともに、新しい観光資源として観光振興に直結する。	町		

	<p>町内景観おもてなし事業 内容：観光施設のみならず、町内一円で植栽や、町内のデコレーション等を行う。 必要性：来訪者の受入れは、観光事業者のみならず、町内一丸となっておもてなしする姿勢の構築が重要である。このため、花づくり等を核とした一体的な取組みを醸成する。 効果：来訪者へのおもてなしとなることはもとより、町内全体でおもてなしをする機運の醸成となる。</p>	町	
	<p>2次交通利便性向上事業 内容：関係事業者による検討の場を設置し、ニセコ一千歳間の交通利便性の向上を図る計画策定と事業を実施する。 必要性：国内外からの観光客集客のために、地域交通を確保する必要がある。 効果：ニセコの観光施設への誘客が促進され、雇用の確保がなされ、産業振興と人口の定着化が促進される。</p>	町	
	<p>町民観光大学設置事業 内容：町の主要産業である観光について、専門性の高い教育を行う機関を設置し、観光に従事する人材を育成する。(ニセコ高校観光コースの強化・専門学校・大学などの形式は今後検討) 必要性：海外からの投資その他で、専門性の高い観光関連の人材が求められており、この人材育成は喫緊の課題となっている。 効果：小さな世界都市を標榜するニセコ町にとってホテルとの連携による、地元教育機関からの人材輩出は若者の定着化とまちの国際化に大きな役割を果たす。</p>	町	
	<p>土づくり対策事業（堆肥流通事業） 内容：堆肥センター運営支援及び維持修繕、堆肥1300円／t、有機質原料200円／tを助成する。 必要性：地域循環型クリーン農業の実践が求められている。 効果：地域循環クリーン農業の継続が期待できる。</p>	町	
	<p>土づくり対策事業（土壤診断事業） 内容：土壤分析に対し1／2を助成する。 必要性：地域循環型クリーン農業の実践が求められている。 効果：土壤診断に基づく効率的な施肥・防除の実践が期待できる。</p>	町	

	<p>土づくり対策事業（緑肥作物奨励事業）</p> <p>内容：遊休地等への緑肥作物や景観作物の作付けを奨励し、農業振興及び観光振興を図る。</p> <p>必要性：輪作体系の確立と、国内外からのリピーターを増やすため、地域景観を活用した取組みが必要である。</p> <p>効果：連作障害の回避、地力増進のほか、観光誘客が促進され、産業振興へつながる。</p>	町	
	<p>明暗渠掘削特別対策事業</p> <p>内容：バックホー使用料に対し1／2を助成する。</p> <p>必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。</p> <p>効果：生産基盤の整備による農業振興が期待できる。</p>	町	
	<p>農業用水路補修事業</p> <p>内容：水利組合に対し1／2を助成する。</p> <p>必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。</p> <p>効果：生産基盤の整備による農業振興が期待できる。</p>	町	
	<p>クリーン農業総合推進事業</p> <p>内容：刈込米栽培に対し3,000円／10aを助成し消費拡大PRを行う。</p> <p>必要性：消費者に信頼される生産地の責任として生産情報の開示が求められている。</p> <p>効果：安全・安心な農産物の生産と供給実現が期待できる。</p>	町	
	<p>農業経営基盤強化担い手育成事業</p> <p>内容：新規就農貸付金、青年研修事業、担い手育成補助事業等を実施する。</p> <p>必要性：地域農業を担う優れた人的確保対策は緊急課題である。</p> <p>効果：優れた担い手の育成・確保が期待できる。</p>	町	
	<p>農地流動化緊急対策事業</p> <p>内容：農地賃借料に対し30%を助成する。</p> <p>必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。</p> <p>効果：意欲ある担い手への効率的かつ安定的な農業経営の確立が期待できる。</p>	町	
	<p>除間伐奨励事業</p> <p>内容：ha当たり5,000円を助成する。</p> <p>必要性：林業の振興と適正な管理が求められている。</p> <p>効果：除間伐の奨励による林業振興と環境対策を推進する。</p>	町	

	<p>農業気象観測システム導入促進事業 内容:農業用の気象観測システムを導入するため実証実験を実施する。 必要性:天候の予測ができないことによる農作物の不作等のリスクを回避し、農作業の効率化を図る。 効果:農作業の効率化だけではなく、データを分析することにより、コストダウン、品質向上等に繋がる。</p>	町	
	<p>観光協会ホームページ機能向上事業 内容:観光協会ホームページを多言語化し、海外への発信力を高めるとともに、外国人への観光案内においてipadを導入する。 必要性:海外からのインバウンドを強化するためには、PRが必須であり、観光協会で遅れているホームページの多言語化を進める必要がある。 効果:海外からの閲覧が増え、インバウンド強化に大きな効果がある。</p>	町	
	<p>地域観光情報データベース整備事業 内容:ニセコ町・俱知安町及び近隣町村の宿泊・飲食・イベント・アクティビティなどの情報を一元化したデータベースを構築する。 必要性:ニセコは豊富な観光資源に恵まれたエリアながら、複数の行政が跨っており、宿泊、イベント、飲食、アクティビティなどの情報が一元化されておらず、観光情報の提供に支障をきたしており観光情報の一元化は観光地として大きな課題となっている。 効果:周辺の観光情報を一元化することで、旅行者目線での情報提供が可能となり、更に多くのインバウンドが期待できる。</p>	町	
	<p>観光振興事業 内容:町民が主体となって実施する観光イベントを支援する。 必要性:町内のイベントは貴重な観光資源となりうる。積極的な住民自治活動を拡大する。 効果:観光分野の魅力向上だけではなく、町民間での交流及び、都市部との交流にも繋がる。</p>	町	
	<p>町内MICE活動支援事業 内容:国内・海外を問わず、インバウンド強化に資する支援制度を創設する。 必要性:町施設や宿泊施設の稼働率を高め、観光振興へ繋げる必要がある。 効果:ニセコの観光施設への誘客が促進され、雇用の確保がなされ、産業振興と人口の定着化が促進される。</p>	町	

	<p>ポイントカード普及拡大事業 内容:町内商工事業者が実施しているポイントカード(綺羅カード)への支援を行い、町内経済の活性化を図る。 必要性:購買需用の町外流出が多く、町内の消費喚起、拡大を図る必要がある。 効果:ポイント制度の拡大充実により、町内店舗への来店機会、地元消費の増、継続的来店による地域経済の活性化及び町内での住民相互交流が喚起でき地域活性化が期待できる。</p>	町	
	<p>ニセコ観光圏・観光局推進事業 内容:ニセコ地域の観光推進のため、行政区画・官民を越えた広域組織による取組みを進める。 必要性:ニセコ地域を来訪する観光客は広域で楽しむためニーズに合わせた広域での推進策が必要である。 効果:広域化により、ニセコ地域としてのブランド形成を進めることができ、連携を強化することでより効果的に観光資源の保全・発掘・有効活用、観光客の満足度向上を図ることが出来る。</p>	町	
	<p>温泉資源(国民保養温泉地)利活用事業 内容:温泉資源を利用し、地元の温泉ソムリエ等を活用したイベント等を実施する。 必要性:ニセコエリアの温泉のPRによる町外からの観光客の集客及び国民の健康増進を図る。 効果:観光振興による地域の活性化及び、温泉利用率の向上に繋がる。</p>	町	
	<p>にぎわいづくり起業者等サポート事業 内容:町内で創業及び事業拡大等を目指す人に対し、工事費の3分の1以内を助成する。 必要性:創業しやすい環境整備や支援制度を持つことで、商工業の発展に繋げる。 効果:起業や事業拡大等により、雇用の創出及び、地域の活性化に繋がる。</p>	町	
	<p>地産地消普及推進事業 内容:学校等への給食に地元の農産物を使用する等、地産地消の普及に取り組む。 必要性:地元の農産物を通じて、生産者と消費者のコミュニケーションを図る機会を設ける。地元產品のPRにつなげる。 効果:町民が農業に触れる機会の増加。また、地域内で產品の循環による地域の活性化に繋がる。</p>	町	

	企業連携促進事業 内容：都市部の企業等と連携し、文化・教育・スポーツ・食育等について、地域間交流を通じて学ぶ。 必要性：都市部との交流は、町民の意識の改革及び、新しいチャレンジに繋がる。 効果：都市部との繋がりができるだけではなく、人材育成にも繋がる。また、教育振興及び、スポーツ振興にも繋がる。	町	
	温泉利用促進事業 内容：湯めぐりバス運行事業補助、湯めぐりバス事業補助を実施する。 必要性：交通難民の問題を解消し、複数の温泉を利用しやすい仕組みを作ることで、町内の温泉利用の促進を図る。 効果：観光客に地域の魅力をより満喫してもらうことができ、リピーターを増やすことも繋げることができる。	町	
	ニセコ観光魅力アップ事業 内容：民間事業者の活力・発案を生かした、これまでにない新たな視点での観光地づくりを行う。 必要性：ニセコ地域の経済・観光発展につなげるため必要である。 効果：官民連携により、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成することができる。	町	
	観光コンテンツ創出事業 内容：これまであまり活用されていなかつた町の資源や素材を活かしたオリジナリティ溢れる観光コンテンツを創出する。 必要性：新たな観光資源を活用することで観光拡大やリピーターの確保を図り、観光交流による地域づくりを推進するため必要である。 効果：本町の新たな観光資源を発掘することができる。	町	
	地域林業人材育成事業 内容：地域で林業に携わる人材の育成・獲得を進める。 必要性：森林を地域資源として生かし、持続可能なかたちで地域経済循環を向上させていくためには、中長期的な視点で人材の育成・確保を図っていく必要がある。 効果：豊富な森林資源を中長期的に活用できる体制を構築することにより、木材を中心とした地域経済循環の向上が図られるとともに、計画的な森林整備により脱炭素社会への貢献も期待できる。また、域外からの人材獲得により人口増に寄与する。	町	

	<p>木材を中心とした地域資源活用事業 内容：森林などの地域資源について、付加価値の向上や地域での消費・活用に取り組む。 必要性：地域の持続的発展に向け、さらに地域資源を生かし、域内循環を高める必要がある。 効果：資金等の域外流出の削減と地域産業の強化、雇用創出につながる。</p>	町	
	<p>持続可能な観光振興ビジョン進捗管理事業 内容：R3年度実施する観光振興ビジョン策定にあたり、町民ワークショップの設定や会議録作成、策定プロセスの情報発信等、策定作業支援、進捗管理を行う。 必要性：ニセコ町が実施している持続可能な観光の実現にあたり、的確なビジョンを策定する必要があり、そこにマッチするよう有識者による進捗管理が必要である。 効果：円滑なビジョン策定を実現する。</p>	町	
	<p>サステナビリティコーディネート事業 内容：観光協会において、ニセコ町と連携して、「持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）」を推進する中核人財として「サステナビリティ・コーディネーター」を採用する。具体的には、持続可能な観光に関する国際基準（GSTC-D）に基づく取組の進捗管理を基軸として、関連事業の企画・運営等を担う。 必要性：海外では、「サステナブル・ツーリズムに取り組んでいない観光地は、10年後には淘汰される」とも言われている。今後もニセコ町が国内外の観光客にデスティネーション（旅行先）として選ばれるためには、新たなスタンダードとなる「持続可能な観光」への転換が求められている。 効果：上記事業実施にあたり体制強化を図り、持続可能な観光実現につなげる。</p>	民間	
	<p>持続可能な観光モニタリング調査事業 内容：ニセコ町で取り組んでいる持続可能な観光地に向け、持続可能性指標に係る国内外の情報収集、モニタリング調査の実施、ニセコ版観光成果指標の提案を行う。 必要性：本調査では、関係者の目線合わせ（認識合わせ）とするために、新たな指標項目を提案する必要がある。 効果：令和3年度内に策定を予定している「ニセコ町観光振興ビジョン」で新たな持続可能性指標の設定やKPIを設定することができる。</p>	町	

	<p>着地型旅行整備事業 内容:持続可能な新たな旅行商品造成を行う。 必要性:近年、SDGS教育プログラムや、アドベンチャートラベルなど需要が高まっており、アフターコロナを見据えた両行商品の造成において新たな展開が必要である。 効果:持続可能な観光と親和性の高い旅行商品を造成・深化することで、新たな観光需要の発掘や選ばれる目的地へつなげる。</p>	民間	
	<p>観光案内・販売機能強化事業 内容:観光協会における経営課題に即した人材育成計画の一環として、外部講師を招聘し向上接遇、販売強化を目的とした講習を実施する。 必要性:来訪者の満足度向上及び販売力向上とともに社員エンゲージメントを視える化し、組織を活性化する必要がある。 効果:外部講師招聘での質の高い講義や新しい知見を得ることが可能となり、研修の効率化、最適化にも繋げる。</p>	民間	
	<p>多言語観光案内標識整備事業 内容:手持ちのスマートフォンで簡単に音声ガイドや観光案内情報取得が可能なQRコード表示看板等の設置を行う。 必要性:地域において持続可能な観光の国際基準に対応した観光コンテンツの構築にあわせ、多言語の観光案内ツールを充実させる必要がある。 効果:観光情報のペーパレス化や大きな看板が必要なくなり、持続可能な観光案内ツールとなる。</p>	町	
	<p>フットパスガイド人材育成・推進事業 内容:フットパスガイドの人材育成の一環としてのガイド・救急救命の講習や、イベント開催によるフットパス人材の発掘を行う。 必要性:フットパスは、アフターコロナで注目が高まるコンテンツの1つであり、高齢化含め幅広い世代に「歩く」ことそのものがトレンドとなりつつあり、ニセコ町としても強化していく必要がある。 効果:フットパスは持続可能な観光とも親和性が高く、新たな観光需要の創出や、コースの整備(設定)そのものが地域の見直しや発見につながる。</p>	民間	

	<p>WEBマーケティング導入・推進事業 内容：Webマーケティング手法を導入し、現状把握から様々な分析を行い、データ蓄積、検証、改修とのPDCAサイクルを回す。 必要性：近年、消費者と観光地、施設（事業者）とのコンタクトポイントはWebが大半を占め、「Web」をベースにしたマーケティングが今後も主流となることから、いまこそ取り組む必要がある。 効果：観光の入り口、滞在中のユーザー動向等、ニセコ町観光へ貴重なデータを収集、解析、対策を講じることで、ヒト・モノ・カネをニセコ町に誘引する。</p>	民間	
	<p>持続可能な観光地域づくり官学共同研究事業 内容：大学と連携し、ニセコ町における「持続可能な観光地域づくり」をテーマに、課題について現地調査を行い、グループごとにフィールドワークやグループ討議、成果発表を行う。 必要性：より持続可能な観光を実現するために、研究者や学生など多くの知見から、ニセコ町の課題を考察する必要がある。 効果：様々な立場から課題を考察することで、ニセコ町の持続的な観光事業の一助となる。</p>	町	
	<p>サイクルツーリズム推進事業 内容：様々なサイクルイベントへの対応や、レンタサイクル事業、サイクリングルートの整備やコースの情報発信などをを行う。 必要性：近年ニセコエリアではサイクルツーリズムが盛んになっており、急激に需要が高まっている。 効果：自転車の利用促進は、新たな地域の魅力の発見につながるだけでなく、健康や環境にも好影響を阿多へ、持続観光課観光へつながる。</p>	民間	
	<p>気象観測装置整備・雪崩情報提供推進事業 内容：ニセコエリア独自のバックカントリーを滑走するルール「ニセコルール」の基本情報となる「ニセコなだれ情報」を発信するために、より詳細な気象情報収集する。 必要性：「ニセコルール」は冬のニセコ最大の魅力であるパウダースノーを目的に来訪する観光客の増加の最大の要因となっており、より持続可能な仕組みの構築が必要となっている。 効果：安心安全なバックカントリーを維持することで、冬のニセコ観光がより持続可能なモノへつなげる。</p>	民間	

(4) 産業振興促進事項

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
ニセコ町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(1) 現況と問題点、(2) その対策に記載のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 産業・観光関連施設

基本的に予防保全の観点から点検強化と修繕を実施し、長寿命化に努める。また、利用ニーズや人口推移等の状況に応じて、施設の拡張・機能向上のほか、適正な維持管理や配置を検討する。

具体的には、道の駅「ニセコビュープラザ」の機能のさらなる充実や「ニセコ中央倉庫群」の活用促進に向けた整備、駅前温泉「綺羅乃湯」の施設設備等の更新、町営牧場や堆肥センターの適正な維持管理を行う。

また、現在委託及び指定管理団体による運営を行う施設が増えているため、利用者だけではなく、委託者及び指定管理団体との連携協議により、必要な維持管理や修繕を行い、施設の機能が十分に発揮されるよう適正な維持管理に努める。

2) 農業関連施設、農地再編事業

農道・林道等は、農林業振興の中核施設として整備してきた。今後は、ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みや保全管理体制を構築し、長寿命化や老朽化対策を図る。

また農地については、現在、国営緊急農地再編整備事業により大規模な整備が進められている。今後も、国営事業の着実な推進に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

テレビ難視聴地域の解消のため、昭和61年には新しいテレビ中継所が開設されるなど情報通信施設の充実を図り、平成20年には地上デジタル放送対応設備を整備した。また、近年の高度情報化に対応するため、平成14年度に一部地域にADSLが開通した。さらに平成16年度には一部地域に加入者系光ファイバー網を構築し、平成20年度には市街地地域などにも拡大させ、ブロードバンド化を図っている。しかし、高速通信回線を利用できない未普及地域も点在しており、高度情報化の地域格差が生じている。町民への情報提供においては、NTTが提供するオフトーク通信整備の廃止後、地域情報や防災情報を提供する新たな通信網の導入が検討を進め、平成24年にコミュニティFMラジオ局「ラジオニセコ」を開局し、防災を含む情報提供に貢献している。

(2) その対策

ア 広域的な新情報伝達手段や高度情報通信システムなどの検討を進め、情報化社会への対応を図る。

- イ 町内の情報通信機能確保のためコミュニティFM放送を推進する。
ウ 広域的な新情報伝達手段や高度情報通信システムなどの検討を進め、情報化社会への対応を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線デジタル化事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	内容：コミュニティFM運営事業 内容：コミュニティFM「ラジオニセコ」の運営補助を行う。 必要性：住民への防災を含む情報提供の手段として、ラジオ放送が不可欠である。 効果：災害時緊急放送が入ることにより、住民が安心して生活を送ることができる。また、情報共有の手段として、有効である。	民間	
		ふるさとカフェ創設整備事業 内容：住民や観光客が気軽に立ち寄れ、情報収集できる場所を確保し、整備する。 必要性：移住者の定住促進が喫緊の課題となっている。地域住民の交流の場を持つことで、安心で快適な生活を送る。 効果：移住者と地域住民が交流し、情報交換を行うことにより、新たな地域コミュニティの創出及び、定住者の確保に繋がる。	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

町内には、国道1路線（5号）と道道8路線（岩内洞爺線、三ノ原ニセコ線、豊浦ニセコ線、蘭越ニセコ俱知安線、俱知安ニセコ線、峠宮田線、ニセコ停車場線、新富神里線）があって、これに188路線の町道が縦横している。国道を除いては、いずれも完全な整備に至っておらず、特に町道はその改良や舗装が大幅に遅れている現状にある。

また、近年のモータリゼーションの発達に伴い、交通事故が多発しており、国道をはじめ道道、町道とも歩道など交通安全施設の整備が急務である。さらに整備後においても、適正管理による道路機能の長期保全、通行者が安全に通行できる環境の維持確保が重要である。

冬期間における町道の交通確保状況は近年著しく向上し、令和2年度の除雪延長は128,255mと、最低限の主要生活路線を確保するに至っているが、車両通行不能の地域もあり、除雪体制の強化に向けて今後もより一層の努力をする必要がある。また、起伏の激しい本町にとって、冬期路面対策の検討を進める必要がある。

農産物の輸送や農業機械の大型化、観光業の受け入れ体制など、今後も産業道路としてその整備を計画的に推進する必要がある。

区分	現況				
国道	路線数 1	延長 16.2km	全路線舗装整備済		
道道	路線数 8	延長 38.0km	改良率 91.0%	舗装率 92.9%	
町道	路線数 188	延長 179.5km	改良率 67.4%	舗装率 63.5%	

主要な町道

番号	路線名	実延長	改良済延長	舗装済延長	適要
1	田下通	4,322	3,869	3,869	
2	藤山北通	2,910	2,910	2,910	
3	製麻会社通	432	432	432	
4	別太通	3,838	2,730	2,730	
5	ルベシベ通	7,908	7,429	6,068	
6	福井五号線通	4,040	2,199	2,199	
7	福井六号線通	4,302	3,478	2,450	
8	富川七号線通	1,918	1,918	1,918	
9	近藤豊里連絡線	1,454	1,454	1,454	
10	有島北一線	2,291	2,291	2,291	
11	愛媛団体通	2,127	2,127	2,127	
12	真狩旧道線	3,221	2,254	2,254	
13	羊蹄近藤連絡線	3,171	3,171	3,171	
14	瑞穂昆布連絡線	2,594	2,271	2,271	
15	一号線	3,769	3,769	3,769	
16	光栄通	1,919	1,919	1,919	
17	役場前通	1,032	970	970	
18	駅前西三号線	250	250	250	
19	中学校通	528	528	528	
20	豊里東通	1,158	0	0	

イ 交通確保対策

町内の交通機関として、JR函館本線とニセコバス株式会社及び道南バス株式会社が運行する路線が利用されている。

JRは、特急、急行の定期運行の廃止に伴い、極めて不便を強いられている状況にあり利用者の低下に拍車をかける要因ともなっているが、通学や観光客利用もあり欠かせない交通機関である。

バス交通は、通学、通勤、通院の便に供され、生活と切り離すことのできない路線との認識のもと、平成14年度から、これまでの路線バス、通学バス、福祉バスを統合し、町内循環バス「ふれあいシャトル」を運行した。平成24年からは町内全域を区域としたデマンドバス「にこっとBUS」を導入し、交通の利便性に寄与している。

また、観光活性化のためには、域外からの旅客輸送の大量化・高速化が急務であり、道路網の整備と合わせて、鉄道・バス・高速交通網整備などが今後の大きな課題である。

(2) その対策

ア 国道、道道の交通安全施設整備を促進し、歩行者や自動車交通の安全確保を図る。

イ 町道各路線の早期改良と舗装、歩道設置等の安全確保を促進する。

ウ 道道の完全除雪実施、既存除雪路線における除排雪の強化を促進する。

エ 町道は、改良率68%、舗装率65%程度を目標とし、主要幹線を優先的に整備する。

また、適正管理による道路・橋りょうの長寿命化及び交通の安全確保に努める。

- オ 冬期の交通確保のため、除排雪に努める。
- カ 各地区における農道、林道の整備を積極的に実施する。
- キ 生活バス路線確保のための対策と、今後の地域交通のあり方について検討する。
- ク 旅客輸送体制の強化を促進する。
- ケ 小樽、黒松内間の高規格道路の整備を促進する。
- コ 北海道新幹線の早期建設を促進する。
- サ JR運行列車業務体制の整備など利便性確保に努める。
- シ 町内の交通弱者や観光客向けのデマンドバス交通の運行の確保充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	町道側溝改修事業 側溝改修 L=980m	町	
		駅前西三号線歩道整備事業 L=260m	町	
		N I S E K O 生活・モデル地区道路改 良事業 L=1,104m	町	
		役場前通歩道整備・改良舗装事業 L=300m	町	
		(仮称) 桜ヶ丘ニュータウン道路改良事業 L=150m	町	
		製麻会社通歩道整備・改良舗装工事	町	
		町道長寿命化事業	町	
		小型除雪車整備事業	町	
	橋りょう	中学校通歩道整備・改良舗装事業 L=290m	町	
		橋りょう長寿命化整備事業	町	
(11) 過疎地域持続的 発展特別事業		デマンドバス運行利用拡大事業 内容：町内をバス業者に対し、デマンドバスの運行補助を行う。 必要性：町民特に交通弱者にとって、快適に生活する上で必要不可欠である。また、観光客の交通の利便性を確保する必要がある。 効果：高齢者等が町内に出る機会が増え、健康増進及び地域活性化に繋がる。また、交通の利便性向上により、観光振興にも繋がる。	民間	
		地域公共交通最適化検討事業 内容：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の導入に向けて、事業主体の自立に向けた隘路を開拓する事業スキームを見出す。 必要性：観光施設をつなぐ交通手段が脆弱であり、多くの観光客を交通難民化させている。また地域住民の生活にも影響を及ぼしているため早期の解決が必要である。 効果：観光客の周遊性や地域住民の自立した生活の向上を図ることができる。	町	

	<p>自転車利用促進対策事業 内容：環境にやさしい交通手段の一つとして自転車の利用促進、環境整備を進める。 必要性：交通部門をはじめ、様々な分野で環境負荷の低減、脱炭素化に取り組む必要がある。 効果：環境負荷軽減に加え、健康促進、観光振興にもつながる。</p> <p>生活交通維持事業 内容：福井線維持のため、バス事業者に対し運行補助を行う。 必要性：市街地から離れた地域の重要な生活路線であり、地域住民の限られた交通手段として必要である。 効果：地域住民の交通手段と利便性を確保する。</p>	町	
	<p>生活交通維持事業 内容：福井線維持のため、バス事業者に対し運行補助を行う。 必要性：市街地から離れた地域の重要な生活路線であり、地域住民の限られた交通手段として必要である。 効果：地域住民の交通手段と利便性を確保する。</p>	民間	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 道路・橋りょう

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修繕管理に努める。

幹線町道、橋りょうや道路付帯施設の定期点検を行うことにより、第3者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努める。また、冬期間の安全な交通確保に努めるとともに、暴風雪の際は各道路管理者と連携するなど、より安全性の高い管理体制を構築する。

林道は、施業を支える重要施設として整備に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

町の水道施設の現況は次のとおりで、いまだ一部地域での普及率は低い。

ニセコ町水道施設の現況（令和3年3月31日現在）

区分	給水人口(人)	普及率(%)	施設年次	備考
市街地区簡易水道	2,808	99.0	S35	
宮田地区簡易水道	239	96.2	S45	
近藤地区簡易水道	460	92.6	S50	
ニセコ地区簡易水道	260	85.4	S56	
ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設	0	0.0	S42	
桂地区飲用水供給施設	15	100.0	S39	
いこいの村地区飲用水供給施設	2	100.0	S54	
福井地区簡易水道	339	86.7	H16	
曾我地区簡易水道	574	96.0	S37~38	

既存施設においても、需要増による水不足や施設の老朽化等の問題が生じており、ニセコ町簡易水道拡張事業の事業を実施しているが、今後とも計画的な整備が必要である。また、水道未普及地域の解消、リゾート地域における大規模施設に対応するための飲料水供給の確保など大きな課題があることから、各種調査を行っている現状にある。

イ 下水道処理施設

市街地における住環境の格差解消及び生活・自然環境への負荷軽減を図るため、計画的な汚水管敷設等の整備を進めるとともに、下水道管理センターの適正管理と処理設備の改修更新を行う必要がある。

また、西富地区の排水を処理している農業集落排水事業においても適正管理のため処理設備の改修更新及び機能向上が必要となっている。

ウ 環境衛生

し尿処理は、羊蹄山麓環境衛生組合（6町村による一部事務組合）に加入し、町内全域を対象として収集している。しかし、施設の老朽化が著しいことから、施設の改修が課題となっている。

下水道、農業集落排水事業整備区域以外の地域では、浄化槽の整備を推進し、生活環境及び自然環境の保全を進める必要がある。

じん芥収集については、ライフラインとしての適正な収集と資源物のリサイクルや生ごみの堆肥化を推進して、ごみの発生抑制に努め、ごみ量を減少させる必要がある。また、効率のよいごみ処理を図るために、広域ごみ処理施設及び、一般廃棄物最終処分場の機能発揮と適切な維持管理が必要である。

エ 墓地と火葬場

墓地は町内に6か所あり、平成12年に新墓所を45区画整備したところである。

昭和60年に新築整備した火葬場は、老朽化が進んだため平成28年、平成29年に大規模改修を行ったが、今後は施設の長寿命化を図るため適切な維持管理が必要である。

オ 消防施設及び救急体制

消防救急体制は、昭和48年に発足した羊蹄山麓7か町村で構成される広域事務組合のもとに、広域組合消防として確立され、消防職員17名と消防団員60名によってニセコ支署及びニセコ消防団が組織されている。

施設としては、水槽付消防ポンプ自動車1台、ポンプ車2台、積載車1台、小型ポンプ2台、広報車1台、救急車1台が配備されている。

水利施設は、防火水槽29か所、消火栓55基の状況にあるが、消防水利の整備とレジャー振興地域における高層建築物に対しての対応が必要となっている。

救急搬送は、昭和62年に救急車の配備を行い、令和2年度の出動回数は334回で、町民の生命を守るために貢献している。

カ 住宅対策

本町の公営住宅は、平成15年度に策定した「ニセコ町住宅マスターplan」に基づき、「住宅情報の充実」「老朽化公営住宅の活用」「公民協働による住宅づくり」などを重点施策として取り組んできた。本マスターplan策定から10年以上が経過することに伴い、「ニセコに住みたい・住み続けたい人がゆとりを持って暮らせる持続可能な住生活」の実現に向けた新たな住宅施策の方向性や取り組みの検討など、本町の住宅施策を計画的・総合的に推進するため「ニセコ町住生活基本計画」を平成30年3月に策定した。

また、令和2年度末の住宅管理戸数は400戸であるが、既存の公営住宅は小規模であり、老朽化も進んでいるため、平成16年度において「ニセコ町ストック総合活用計画」を策定、直近で令和2年2月に見直した「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」によ

り今後の公営住宅のあり方を検討している。

今後は、老朽化した公営住宅の全面的改善事業を含めた公営住宅の整備が必要となる。

住宅ストックの有効活用及び地球温暖化対策・防災減災対策から既存住宅の省エネ改修、耐震改修による住環境の改善を進める。

キ その他

現在の役場庁舎は昭和42年完成であり老朽化が進んでいる。耐震性にも不安があるとともに、事務室・会議室や倉庫も手狭で機能を十分に満たしておらず、事務や会議、来庁者の対応、書類の収納等に支障を来たしており、地震災害等を考えると早急な庁舎再整備が望まれていた。このことから、令和元年度から工事を開始しており完成を目指す。

(2) その対策

- ア 水道施設の未普及地区においては、計画的にその設置を図る。
- イ 老朽化した水道施設は、逐次改良を進め安全な水の供給を図る。また、需要増による水不足を解消するため施設の整備を促進する。
- ウ 企業誘致のための水道施設は、積極的に整備を促進する。
- エ ニセコの自然の恵みを利用した高品質の水の確保に努め、利用を図る。
- オ 特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備、施設改修を行い、生活環境と水質保全を図る。
- カ し尿処理体制の検討や処理施設の更新、合併処理浄化槽の整備促進や維持管理を強化する。
- キ ごみの減量化の徹底、分別収集の徹底によるリサイクルの推進を図る。また、一般廃棄物最終処分場の施設更新及び整備、収集体制の継続により適正な維持管理に努める。
- ク 火葬場施設の維持、環境改善と機能強化を図る。
- ケ 消防施設の充実と消防水利の整備を図る。
- コ 公営住宅の整備、維持管理及び民間住宅のストック活用推進を図る。
- サ 公園を整備し憩いの場、レクリエーションの場を強化する。
- シ ニセコらしい景観形成と景観保全を図る。
- ス 老朽化が進む役場庁舎は、職員、来庁者が快適、機能的と感じられる計画づくりを進め財政状況を勘案しながら再整備を目指す。なお、災害時においては対策拠点としての機能も十分に果たす庁舎環境を整備する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道機械計装施設更新事業	町	
		ニセコ町簡易水道配水管更新事業	町	
		ニセコ町簡易水道水源整備事業	町	
		ニセコ町簡易水道配水管布設事業	町	
		ニセコ町簡易水道配水施設改修事業	町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道施設改築更新事業	町	
		下水道管渠新設事業	町	

農業集落排水施設	下水道管渠移設事業	町	
	合併処理浄化槽整備事業	町	
	自家発電室整備事業	町	
	農業集落排水施設機能強化事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場機能向上改修事業	町
し尿処理施設	ごみ収集車整備事業	民間	
	し尿処理収集車整備事業	民間	
(4) 火葬場	火葬場機能向上改修事業	町	
(5) 消防施設	防火水槽更新事業	消防組合	
	消防自動車整備事業（広報車）	消防組合	
	消防ポンプ自動車更新事業（ポンプ車）	消防組合	
	患者監視モニター更新事業	消防組合	
(6) 公営住宅	新団地整備事業	町	
	公営住宅修繕工事	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設非常用発電機整備事業 内容：停電などの非常時に使用する発電機を整備する。 必要性：停電などが起こっても、避難・通信設備を確保し、行政窓口の通常業務及び住民への情報提供が必要である。 効果：避難・通信設備を大きな損害から守り、災害情報の提供が可能である。	町	
公営住宅長寿命化計画改定事業	避難場所・避難所標識整備事業 内容：避難場所や避難所の標識を整備する。 必要性：災害時、スムーズな避難実施が必要なため。また、外国人住民や観光客への対応も必要となってくる。 効果：災害時のスムーズな避難実施及び、日常的な防災意識の向上にも繋がる。	町	
	内容：公営住宅のストックマネジメントを適正に行うため本計画改定を行う。 必要性：快適な住環境整備を継続的に進めるため計画改定を進める必要がある。 効果：計画改定により現状把握及び段階的な維持、更新が実施でき良好な施設管理を進めることができる。	町	
	住宅耐震改修事業 内容：町内住宅の耐震化促進に向け、費用の一部について支援を行う。 必要性：町内には耐震基準満たない住宅が存在するが、費用負担が大きいことから対策が進んでおらず災害時の安全確保が難しいところがある。 効果：町民の生命財産を守ることができる。	町	

	<p>住宅省エネ改修助成事業 内容：住宅への省エネ改修を進め町内における環境負荷低減を図る。 必要性：豊かな環境を次世代に守るために家庭からの二酸化炭素排出量を削減する必要がある。 効果：住宅の断熱性を高めることで使用エネルギーを抑制し、環境負荷の低減に繋がる。</p> <p>空き家活用対策事業 内容：空き家の取壟し及び改修等の費用の一部を補助等し、利活用を推進する。また、空き家バンク等、空き家にさせない取組みを支援する。 必要性：町内で住宅不足が深刻な問題となっており、空き家を再活用し、解決する必要がある。住民が安心して暮らせるように、倒壊の恐れのある建物は撤去する等対策が必要である。 効果：住宅不足解消だけでなく、人口の増加や、住宅のミスマッチ解消にも繋がる。また、景観の保全にも繋がる。</p> <p>民間集合住宅建設促進事業 内容：一定基準を満たして建設される民間住宅に対し補助する。 必要性：町内で住宅不足が深刻な問題となっており、公共だけでなく民間活力により解決する必要がある。 効果：住宅不足解消及び人口の増加に繋がる。</p>	町	
(8)その他	<p>役場庁舎防災センター駐車場整備事業</p> <p>防災倉庫整備事業</p> <p>非常用燃料備蓄施設整備事業</p>	町	
		町	
		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 庁舎等行政関連施設・消防

役場庁舎及び消防庁舎ともに老朽化が進んでいることから、必要な維持管理に努めるとともに、行政機能、救急防災機能等を維持・向上する観点から、今後の整備に向けた検討を進める。

特に、役場庁舎整備については、2011（平成23）年度の耐震調査以降、基本構想や基本設計を進め事業計画の熟度向上と財源検討を図ってきた。このほど熊本地震をうけ、国から庁舎整備に係る新たな財政支援制度が示されたことから、これまで積み上げてきた検討成果をもとに、新制度の条件である平成32年度までの整備（防災センター含む）に向け取組みを進める。

また、消防庁舎については、上記の役場庁舎の検討を踏まえ、消防広域化の方針・取組み見極めながら検討を行っていく。

2) 公営住宅・教職員住宅

公営住宅は、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」や「ニセコ町公営住宅等長寿

命化計画」に基づき、長寿命化に関する対策を計画的に実施するとともに、見直しを定期的に行い、既存住宅施設を有効に活用した適正な管理戸数・住宅規模による計画的な整備を進める。そのほか、住宅のミスマッチ解消とした新規の町営住宅の建設の検討を行う。

また、教職員住宅は、利用状況等から適正な管理戸数を見据えて、必要な維持管理や修繕を進める。

3) 公園（構造物）

日常的な清掃と公園遊具等の定期的な点検を実施し、利用者の快適性と安全に配慮した管理体制の維持に努める。

4) 簡易水道・下水道

上下水道事業については、総務省が示すガイドラインの指針に沿って、資金の適正かつ効率的な管理等に留意しながら、経営戦略を策定し、経営の健全化に努め、住民の生活環境向上に努める。

また、簡易水道事業については水道ビジョン（水道施設更新計画）、公共下水道については長寿命化計画等に基づいた計画的な施設更新に努める。

農業集落排水事業については、隣接する蘭越町と広域で事業を展開していることから、蘭越町と連携して取り組みを進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

ア 高齢者福祉

高齢者の保健及び福祉の増進は、平成6年度に「高齢者保健福祉計画」を策定し、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの整備などを機軸に事業展開を進めてきた。しかし、介護保険制度の導入など、大きく高齢者福祉施策が転換する中で計画の見直しが必要となり、平成12年3月に「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者の福祉施策を推進した。さらに、深刻さを増す高齢化の需要に対応すべく、令和3年3月に「第8期高齢者保健福祉計画」を策定し、元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要となっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、第8期後志広域連合介護保険事業計画と整合性を図り総合的な保健・医療・福祉施策を推進している。また地域包括支援センターを創設し、保健、介護予防、相談などの施策を推進している。

本町の高齢化率は、平成27年度末現在で27.2%に達しており、国の平均26.7%（平成27年度国勢調査）を上回り、一人暮らしの老人や高齢者ののみの世帯が増加するなか、今後の生活不安をいだく高齢者も多いことから、介護予防の必要な高齢者に対して各種保健サービスを総合的に提供することが必要である。

イ 児童福祉

次代を担う子どもの健全育成を図るため、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めるとともに、子育て家庭への相談支援体制の整備や、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供など、子どもを生み育てやすい環境づくりが重要課題となっている。

保育所と幼稚園が老朽化したため、平成18年度に幼児センターを整備し、平成19年度から幼稚園と保育所の一元化を図った。近年入所希望する子どもが増加していたことから施設増築を行ったところであり、今後とも、効果的な運営と地域の子育て支援環境を整備し、良好な子育て環境を提供していくことが必要である。また、平成10年10月に児童の健全な育成を目的に開設した学童保育所（定員40名）は、施設が手狭であったため、平成27年新たに施設を整備した。今後とも、子ども・子育て支援法等の制度や保護者等地域の意見をもとに質の高い運営体制の充実を図っていく。

ウ 保健

平成14年度に乳幼児期から高齢期までの「健康づくり計画」を策定し、現在の第2次計画（平成24年度～令和3年度）を通じて、町民が主体的に参加する健康づくりと生活習慣病予防、介護予防に重点をおいた健康づくり事業の展開を図っている。特に子育てしやすい環境づくりとして、保護者の育児支援、生活習慣病予防のための効果的検診の充実と生活改善支援、高齢者の要介護予防や介護家族支援対策が求められており、保健師や栄養士が福祉やメタボリック症候群の予防、子育て支援などの事業の充実に努めている。

エ 障がい者福祉

町内には、障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の地域活動支援センターが1箇所ある。

令和3年3月に「第3次ニセコ町障がい者計画・第6期障がい福祉計画」を策定していることから、相談・支援体制、療育と教育の充実、社会参加や自立した生活への支援等を進め、助け合いながらともに生活できる環境整備に努めている。

(2) その対策

- ア 「要介護」「自立」それぞれの段階のニーズに応じて、配食、生きがい活動支援、外出支援、軽度生活援助などの生活支援サービスを推進する。
- イ 一人暮らし老人の介護支援や居住機能をもつ高齢者福祉施設等の整備を促進する。
- ウ 子育て支援センターを併設した幼保一元化施設の適正な運営を行う。
- エ 学童保育所の運営体制の強化充実を図る。
- オ 乳幼児期から高齢期までの健康管理を専門職種の人材活用や地域住民と連携しながら推進する。
- カ 経済負担の軽減策による各種予防接種の接種率向上や、健診・健康相談の充実に努め、疾病的予防、早期発見、早期治療を促進する。
- キ 障がい者の自立した生活支援として相談支援体制の確立、特別教育支援、職業的自立支援、移動手段の確保など必要に応じた施策を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1)児童福祉施設 児童館	ニセコこども館機能向上改修事業	町	
	(4)介護老人保健施設	ニセコハイツ機能向上改修事業	社会福祉 法人	
	(8)過疎地域持続的發 展特別事業	高齢者グループホーム運営事業 内容：施設の安定運営に要する費用について 支援する。 必要性：高齢者が地元で生活できる施設継続 が必要である。 効果：安定運営や雇用の確保により、サービ スの充実が期待できる。	社会福祉 法人	

	<p>子ども医療費助成事業 内容:対象範囲を高校生以下の入院・外来・歯科・入院にまで独自拡大し、医療機関に支払う負担を助成する。 必要性:子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要がある。 効果:子どもの健康保持の増進、保護者の窓口負担の軽減による、子育てしやすい環境の充実を図る。</p>	町	
	<p>障がい者福祉サービス事業 内容:交通費助成など、障がい者の生活安定に係る費用を負担する。 必要性:共生社会の実現に向け、社会活動を支援する必要がある。 効果:自立して暮らすことができることに繋がる。</p>	町	
	<p>高齢者福祉サービス支援事業 内容:緊急通報システムの運用や生きがい活動支援など高齢者が安心して快適に生活できる環境づくりを実施する。 必要性:地域社会の一員として生活できる環境が必要である。 効果:高齢になっても安心した生活を送ることができる。</p>	町	
	<p>予防接種助成事業 内容:町民が予防接種を受ける費用を負担する。 必要性:発熱や障害、疾病等を未然に防ぎ健康維持を図る。 効果:罹患による健康被害を防ぐ効果がある。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 子育て支援施設・学校教育施設

子育てや学校施設については、近年、重点的に整備を行い、その環境充実を図ってきた。今後も子どもの数や子育て世代のニーズに対応して取り組んでいく。各施設について、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続する。

また、北海道ニセコ高等学校についても、新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するための教育充実に対応した施設等(寄宿舎含む)の改修等の検討を行う。

そのほか、学校給食センターでは衛生面に考慮した維持管理や予防型維持管理を継続する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

住民の健康管理意識が高まる一方、生活形態の多様化により疾病構造にも変化が見られ、年齢層を問わず増加傾向にある生活習慣病の早期発見、早期治療のため、検診や健康教育の充実と事後管理の徹底を図らなければならない。このため、適正な医療のあり方を模索しつつ、北海道医療計画と整合性を図り医療の効率的な運用と地域に根ざした総合的な保健医療体制の確保が必要である。

本町には、私立の診療所1か所、歯科医院2か所があり地域医療に大きく貢献しているが、隣接する俱知安町の救急体制、高度・専門医療を含めた総合医療施設や都市部の大病院や専門病院の利用も多く、2次医療圏や札幌市に大きく依存している。

(2) その対策

- ア 医療機関の協力体制を一層強化し、疾病予防に向けた取組みを強化する。
- イ 保健師活動をさらに促進する。
- ウ 医療資源の効率的な運用と地域に根ざした総合的な保健医療体制の確保を図る。
- エ 地域医療を広域に担っている総合医療施設を整備し、医療体制の強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	俱知安厚生病院第2期整備費用負担事業	民間	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療対策事業 内容：休日急患受入体制の確保、地方病院における医師確保、訪問看護等の地域医療対策を実施する。 必要性：地方では医師・医療体制の不足が顕著で、施策の実施により環境を整える必要がある。 効果：住民が安心して生活できる医療環境の充実を図ることができる。	民間	
		不妊・不育治療等支援事業 内容：不妊・不育治療費及び超音波検診を支援する。 必要性：子どもに恵まれない夫婦の治療や不育症治療など、妊娠の経済的負担の軽減を図り、出産に至る支援環境の向上を図る。 効果：出生率の改善や移住定住促進に繋がる。	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

① 幼稚園

本町の重点課題である幼児教育は、昭和60年4月に町立「ニセコ幼稚園」が開園した。しかし、時代の社会環境の変化に伴い、出産後も社会に出て働く女性が増え、その働き方も多様となった今日、日中の保育時間が短い幼稚園は年々入園希望者が減

少したことから、平成19年度から幼稚園と保育所、地域子育て支援センターの機能を有する施設を整備した。近年、入所希望が増加しているニーズに合わせ周辺環境を整備しつつ、誰でも安心して子育てのできる支援環境の充実を図る。

②小学校

令和3年4月1日現在、町内の小学校2校の総児童数は295名であるが、近藤小学校は44名で大変少ない児童数となっている。校舎については、ニセコ小学校が昭和58年度、近藤小学校が平成5年度に新築している。ニセコ小学校は、一部を昭和56年度に建設し、平成22年度に大規模改修工事を実施した。今後は、児童数の増加に伴うニセコ小学校及び近藤小学校の改修事業を実施しなければならない。

スクールバスの運行については、平成14年町内のバス路線の整理統合により「ふれあいシャトルバス」として運行していたが、平成24年デマンドバス「にこっとBUS」の導入に伴い、スクールバスの運行を再開している。遠距離通学の児童生徒の登下校の利便性を確保し、教育の振興に寄与している。

③中学校

町内の中学校は、昭和44年に3校を統合し、ニセコ中学校1校となった。令和3年4月現在の生徒数は103名である。

昭和43年度に完成した校舎は老朽化が著しく、耐震調査の結果、大規模な改築又は改修が必要であったことから、平成14年度から平成15年度にかけて、教室棟及び便所等の改修と昇降棟の改築を行った。平成16年度には管理棟の改修と屋内運動場の改築を実施した。平成22年度に体育館の改修工事、平成23年度には校舎の増築を実施した。今後も校舎周辺の環境整備に努め、より一層の教育環境の充実を図る。

④高等学校

ニセコ高等学校は、昭和23年1間口の定時制（季節）農業高校として設立された。当時の人口はおよそ8,000人、畑作中心の農業地帯で、本校教育の目的も農家の後継者育成であったが、その後、ニセコ山系を活用した観光リゾート地として第3次産業の進出が目覚ましくなり、生徒の意識の多様化、父母の職業構成の多様化等で本校教育の目的が変化した。加えて生徒数の減少や国際化、情報化の進展により、定時制農業高校の将来について問われることになり、平成元年に農業経営者と観光産業人の育成を目的として、農業科学コース、観光リゾートコースを開設し、修学年限を3年以上に変更した。平成2年には、緑地観光科に学科転換したことにより、生徒数が増加に転じ、寄宿舎、校舎の新築などの整備を図ってきた。今後は、少子化に伴う高等学校の適正配置問題を考慮しながら、教育施設の整備と充実を図り、生徒のニーズと地域の学校としての要望に応えられる環境づくりが必要である。

⑤学校給食センター

昭和44年に設置した学校給食センターは、平成20年度に老朽化による改築、令和2年度に児童生徒の増加に対応する増築を行った。現在、各小学校（2校）、中学校、高等学校の児童及び生徒を対象に給食を提供しており、1日当たりの給食能力は600食となっている。

今後も引き続き衛生的で効率の良い調理場環境を維持し、地元食材を利用した安全で美味しい給食の提供に努める必要がある。

⑥教職員の確保

児童生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばすとともに、思いやりと協調性、豊かな人間性を備えた子供たちを育てるために、学校と地域が連携したまちぐるみの教育の必要性が急務とされている。その実現のために、優秀な教職員の確保に努めるとともに、地域に根ざした学校教育をさらに進めるよう教職員住宅の改善を進めていく必要がある。また、特別支援講師や外国語指導助手の配置により、特別支援を必要とする児童生徒も安心して学ぶことができる環境づくりや、国際的視点を育むための教育施策を進めていく必要がある。

イ 社会教育

本町では、現在の産業、経済などの社会構造の厳しい変化に対処し、また各人の個性や能力を最大限に發揮するため、生涯学習の観点に立ち、さまざまな社会教育の諸活動を展開している。

これらの社会教育活動の核となる施設として、公民館が利用され、地域の学習の場として大きな役割を果たしてきたが、施設老朽化により、現在は平成24年に施設の改修増築を行った町民センターがその機能を担っている。また、平成14年度に図書と行政情報を提供できる施設「学習交流センター」を整備し、新たな社会教育の展開を図っているところである。

これからも、町民の多様な学習ニーズに応えられるように、生活に密着した自主的な学習、地域活動を高める社会教育活動の推進に努めていく必要がある。

ウ 体育スポーツ

少子高齢化の進行、自由時間の増大、社会・生活環境の変化が進展する中、健康体力づくりへの関心の高まりや、心身共に豊かな人間を養うことができるスポーツ活動など、スポーツに寄せる期待や関心は非常に増大しており、現在、スポーツ活動は日常の生活には無くてはならないものとなっている。しかし、建築後20年を経過した総合体育館をはじめとする本町の体育施設は老朽化が著しく、修理や改修を必要とする箇所が多数発生している。今後、計画的な整備改修が必要である。

一方で、多くの町民がスポーツを楽しめる機会に恵まれることも重要である。このことから、既存の体育団体やスポーツ少年団の育成強化はもちろん、優秀な指導者の確保と育成、地域職場のバックアップ体制づくり、魅力あるスポーツ教室の開催、地域の特性を生かしたスポーツ活動の実施などを推進していく必要がある。

(2) その対策

- ア ニセコ小学校及び近藤小学校の改修設備更新及びニセコ高校の機能強化を進める。
また、寄宿舎を整備し生徒の教育環境を整える。
- イ 幼稚園等就学前児童施設を整備し適正な維持管理及び機能強化を図る。
- ウ 地域集会所の適正な維持管理に努める。
- エ 青少年教育、高齢者教育に必要な施設の検討を進める。
- オ 各種社会教育施設、体育施設整備などの充実を図る。
- カ 多くの町民がスポーツを楽しめる機会を積極的に作る。
- キ 質の高い学校教育環境の提供に向け必要な環境整備を計画的に行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	ニセコ小学校トイレ機能向上改修事 業（洋式化・シャワー・温水）	町	
		ニセコ高校機能向上改修事業	町	
		近藤小学校増築事業 教室増築 136 m ²	町	
		大型表示装置整備事業（各教室）	町	
	屋外運動場	ニセコ小学校遊具更新事業	町	
		水泳プール改修事業（上屋シート、換 気扇・ろ過機改修）	町	

	寄宿舎	高校寄宿舎再整備事業	町	
	教職員住宅	教職員住宅改修事業 屋根・壁の塗装及び張替	町	
		教職員住宅整備事業	町	
	給食施設	給食センター設備更新事業	町	
(2) 幼稚園		幼児センターボイラー設備更新事業	町	
		幼児センター機能向上改修事業	町	
(3) 集会施設、体育施設等	集会施設	ニセコ町地域コミュニティセンター改修事業 屋根・壁の塗装及び張替え	町	
	体育施設	総合体育館機能向上改修事業	町	
		運動公園野球場改修事業	町	
		運動公園管理用トラクター整備事業	町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業		外国語指導助手配置事業 内容:町内教育機関へ外国語指導助手を派遣し児童生徒への指導を実施する。 必要性:町内には国内外からの観光客も多く、他言語教育による人材育成、国際的な感覚育成が必要である。 効果:他言語と触れることにより将来的な語学学習向上が図られる。	町	
		特別支援児童生徒支援事業 内容:町内学校、幼児センターへの支援講師の配置や学習活動事業への補助を行う。 必要性:児童生徒が集い、ともに教育を受けることができる社会づくりを進める必要がある。 効果:安心して学校生活を送り、心のバリアフリーの定着を図ることができる。	町	
		ニセコ高校教育振興事業 内容:特色ある学校教育を進める。 必要性:全国唯一の緑地観光科を持つ高校として、実践的指導及び安定した教育環境をつくる必要がある。 効果:将来を担う産業人材が育成される。	町	
	スキー場利用補助等スポーツ振興事業	内容:こども等にスキー場利用の際の助成を行う。 必要性:町の貴重な資源を多くの町民に利用してもらい、自然の大切さを学び、スポーツ振興に繋げる。 効果:町民の健康増進及び、スキー場利用者の拡大に繋がる。	町	

	<p>トップランナーによる教育振興事業 内容：各分野で活躍している方を招致し、講演会や勉強会を開催する。 必要性：町民が様々な分野について知る機会を得ることは、個人及び地域の財産に繋がる。 効果：講演者及び参加者間の交流を創設する。また、町民の向上心を高め、活躍の場を広げる。</p>	町	
	<p>国際交流・教育推進事業 内容：国際交流員を中心に、町民の多文化を学ぶ機会を創設する。また、外国人住民のサポート等を実施する。 必要性：外国人住民の増加に伴い、住民の多文化へ興味を持たせ、共生していく地域づくりを進める。また、外国人住民の支援は、必要不可欠となっている。 効果：共生により、人口の増加が期待できる。また、新たな雇用の創出、及び地域の活性化に繋がる。</p>	町	
	<p>学習交流センター運営事業 内容：図書館機能を中心に、放課後の子どもの居場所や大人の社会教育活動の拠点としての役割を果たす学習交流センターについて、NPOが指定管理者となり運営する。 必要性：本町は図書館や書店を有しないため、本施設の図書館機能は図書に触れられる環境面のほか子どもの居場所面としても大変貴重であり、NPOが指定管理者として運営に携わることにより、よりサービス水準の高い施設運営が図られる。 効果：NPO主体による運営により、効率的かつ魅力的な施設運営が図られる。また、お年寄り等のボランティアの活躍の場ともなっており、町民主体のまちづくりの実践による地域力向上に繋がる。</p>	町	
	<p>スクールバス運行事業 内容：町内の小・中学校・高等学校に通学する児童生徒の遠距離通学対策としてスクールバスを運行する。 必要性：遠距離通学者に対する交通手段の確保のため必要である。 効果：年間を通じて児童生徒の安全が確保されるとともに保護者の負担軽減が図られる。</p>	町	
	<p>地域スポーツ指導推進事業 内容：生徒のスポーツ活動を管理運営する地域団体等に対し支援する。 必要性：生徒の自主的なスポーツ活動機会の確保、教師の負担軽減、世代間地域コミュニティの醸成のため必要である。 効果：生徒のスポーツ環境を整える。</p>	町	
(8)その他	ニセコ高校農場車両更新事業(トラクター・トラック)	町	
	ニセコ高校農場施設改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 子育て支援施設・学校教育施設

子育てや学校施設については、近年、重点的に整備を行い、その環境充実を図ってきた。今後も子どもの数や子育て世代のニーズに対応して取り組んでいく。各施設について、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続する。

また、北海道ニセコ高等学校についても、新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するための教育充実に対応した施設等（寄宿舎含む）の改修等の検討を行う。

そのほか、学校給食センターでは衛生面に考慮した維持管理や予防型維持管理を継続する。

2) 公営住宅・教職員住宅

公営住宅は、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」や「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化に関する対策を計画的に実施するとともに、見直しを定期的に行い、既存住宅施設を有効に活用した適正な管理戸数・住宅規模による計画的な整備を進める。そのほか、住宅のミスマッチ解消とした新規の町営住宅の建設の検討を行う。

また、教職員住宅は、利用状況等から適正な管理戸数を見据えて、必要な維持管理や修繕を進める。

3) 地域コミュニティ施設

各地域に設置されている地域コミュニティ施設・集会施設に関しては、地域住民との連携協議により適正な維持管理に努める。また、これらを更新する場合は、地域活動の拠点施設として役割の高まりによる機能強化のほか、地域情勢に応じては基幹施設への集約や統廃合なども視野に入れ検討する。

4) 社会教育施設・スポーツ施設

社会教育・スポーツ施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮した、機能統合、大規模修繕などを検討する。

有島記念館については、ニセコ町の文化・芸術の要であり更なる魅力の向上や文化の発信基地として、整備・機能向上を検討します。なお、その際は周辺の有島公園を含む有島エリアを文化・芸術エリアとして一体的に捉え、面的な整備を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、農家戸数の減少により集落単位での社会活動に支障をきたす地域もあり集落の再編化を推進する必要があることから、集落の合併を促進する一助として地域コミュニティセンターの建設を行っている。平成9年から平成15年までに16集落が合併して5つの集落に再編した実績がある。

基礎集落圏は、ニセコ町市街を中心とする地域（17集落）と、隣接する蘭越町昆布町を第1次生活圏とする西部地域（4集落）に分かれている。西部地域では小学校区も蘭越町立昆布小学校であり、警察も昆布駐在所の管轄となっている。

周辺部の集落は農家住宅が点在しており、冬期間の交通確保が容易でないことから、幹線道路沿線に住宅配置がなされるよう誘導施策を検討し、水道、道路、集会施設、集

落排水など集落環境の整備と合わせ、魅力ある地域社会の創造に努める必要がある。

また、持続可能な生活空間「NISEKO生活・モデル地区（SDGs未来都市モデル事業）」形成事業を推進し、地域外に流出しているエネルギーコストの削減と住宅不足の解消を図る必要がある。

(2) その対策

- ア 集落環境の整備を図る。
- イ 集落再編化（合併）の推進と、辺地散在住宅の移転誘導施設を検討する。
- ウ 地域コミュニティセンターの建設を行う。
- エ NISEKO生活・モデル地区の整備を行う。
- オ 集落支援員や地域おこし協力隊の導入により集落の維持活性化に必要となる対策を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>集落支援員配置事業（R3年～5名）</p> <p>内容：集落支援員を設置し、地域の活性化に繋げる。</p> <p>必要性：地域扶助機能の低下など、様々な問題が顕在化することが懸念される。</p> <p>効果：地域活性化策などの助言が期待できる。</p> <p>地域おこし支援事業（R3年～30名）</p> <p>内容：地域おこし協力隊を配置し、地域の活性化に繋げる。</p> <p>必要性：地域扶助機能の低下など、様々な問題が顕在化することが懸念される。</p> <p>効果：地域活性化策などの助言が期待できる。</p>	町	
		<p>NISEKO生活・モデル地区促進事業</p> <p>内容：自治体SDGsモデル事業として国から選定された持続可能な街区づくり事業について、事業実施主体として設立した官民専門家連携のまちづくり会社への支援を行い、事業促進を図る。</p> <p>必要性：まちづくり会社が主体となるが、住宅不足や脱炭素化といった公共的課題解決に向けた事業であり、また、SDGsの概念を取り入れたこれまでにない次世代型の街区事業であることから、着実な事業展開のためには、まちづくり会社と連携し、必要な支援を行っていく必要がある。</p> <p>効果：住宅不足の解消、人口増といった効果に限らず、脱炭素化や地域コミュニティ活性化など多面的な効果発揮を設計している事業であり、また将来の一つのモデルとして他地域への展開も想定している。</p>	民間	

(3) その他	NISEKO生活・モデル地区整備事業	町	
---------	--------------------	---	--

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

心を豊かにする文化活動を推進するためには、文化活動の拠点となる施設等の整備と優れた芸術文化の鑑賞の場が必要である。

そこで、有島文学の里である有島記念館及びその周辺を、郷土の歴史を踏まえた文化活動の拠点とし、町民に親しまれ誇りとなる存在として、計画的な維持補修に努める。

また、町内に所在する埋蔵文化財をはじめとする各種文化財の収集並びに保管や教育的活動を図る郷土館の建設や、これらの施設の教育的效果を一層発揮させるための各施設間の有機的な連携と学習要求に応える指導組織づくりが必要である。

(2) その対策

ア 有島記念館及びその周辺環境の整備充実を図る。

イ 文化財等の整備及び維持保全に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設 地域文化振興施設	有島記念館展示収蔵機能強化事業 有島記念館機能向上改修事業 鉄道遺産群整備事業 学習交流センター機能向上改修事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	有島記念館文化活動拠点化・歴史継承 推進事業 内容：本町歴史文化の中心である有島記念館の文化活動拠点としての取組みの強化を図る。また、所有資料の公開、関係団体との連携や地域歴史資産の活用による企画展等を開催する。 必要性：本町の歴史上、有島武郎の農地解放は大きな出来事である。関連資料の活用・文化活動の活性化を通じ、歴史継承と地域への愛着喚起を図る。 効果：地元文化との接点の創出、文化活動による地域活性化に繋がる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、次に記載するニセコ町公共施設等総合管理計画施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、展開していく。

1) 社会教育施設・スポーツ施設

社会教育・スポーツ施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮した、機能統合、大

規模修繕などを検討する。

有島記念館については、ニセコ町の文化・芸術の要であり更なる魅力の向上や文化の発信基地として、整備・機能向上を検討します。なお、その際は周辺の有島公園を含む有島エリアを文化・芸術エリアとして一体的に捉え、面的な整備を検討する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町ではこれまで、地球温暖化対策を喫緊の課題と考え、「環境モデル都市」「SDGs未来都市」として様々な取組を進めており、2050年には地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指している。この目標達成に向けては、省エネルギーの取組に加え、本町の地域特性や技術的好機を見極めた再生可能エネルギーの利用促進を図っていく必要がある。これによりエネルギーの循環、地域経済の循環を向上させ、持続可能なまちづくりを進めていく。

なお、取組にあたっては、自然環境や景観といった地域の資源・価値を踏まえ、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を推進していく。

(2) その対策

- ア 地域特性や技術的好機を見極めた再生可能エネルギーの導入と利用促進を図る。
- イ 再生可能エネルギー事業の適正な促進を図る。
- ウ 特に地域経済循環に資する再生可能エネルギー事業を地域貢献型として認定し、支援する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネル ギー利用施設	新庁舎太陽光発電整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	再生可能エネルギー利用促進事業 内容：地域特性等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入と利用促進を図る 必要性：脱炭素社会に向けて、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用促進が必要である。 効果：適正な再生可能エネルギーの導入・利用促進による脱炭素化、さらにエネルギーの域内循環によるエネルギーコストの域外流出削減、雇用創出も含めた地域産業化につながる。	町	

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

財政難や住民ニーズの多様化が進む今日、町の各種計画立案や施策の実施など、まちづくりのさまざまな場面で住民参加が重要となってくる。また、住民参加の前提には、

施策の形成や決定の過程を含めた情報の共有や情報の利活用が不可欠である。

このような考え方から町では、広報活動の一貫として、政策を意識した広報紙や、町民向けに分かりやすく予算を説明した冊子「もっと知りたいことしの仕事」の発行などを通じて情報の共有を図ってきた。また、広聴活動では、予算の広聴集会として「まちづくり懇談会」、町長などが直接出向いて町の課題などについて話し合う「まちづくりトーク」、町の課題を議論しあう「まちづくり町民講座」など多くのチャンネルをつくり、町民とのコミュニケーションを深めてきた。平成12年にはこれらの活動を将来的に確立された仕組みとするため、「ニセコ町まちづくり基本条例」が制定された。今後も継続して、住民主体のまちづくりを実践していくため、NPOや住民団体と協働し、安定した地域経営を担っていく必要がある。また、小規模自治体でありながら人口の流動性が高い本町ならではの自治会運営の不安や、高齢化等による生活課題も増えている。

この他、様々な課題を解決し過疎化から脱却しつつまちの価値を高めるためには、持続可能な仕組みづくりを行う必要がある。

(2) その対策

- ア 今後も住民参加や情報の共有の制度を住民の権利として効果的に活用してもらうため、広報広聴活動など、さまざまな施策の評価基準の確立を目指す。
- イ 環境モデル都市アクションプラン各種事業の促進と効果検証、SDGs普及促進、低炭素化設備等の導入など持続可能なまちを目指す。
- ウ 地域におけるこれからの気候変動について調査・情報発信することにより、産業、公共、暮らしなどへの影響を最小限に止めることを目指す。
- エ 時期や期間など働く環境の組み合わせ（マッチング）についての調査研究を行い、これから的生活の質の向上を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 次世代車導入事業	次世代車導入による低炭素化・防災機能向上事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	SDGs普及促進展開事業	町	
		環境モデル都市アクションプラン実行加速化事業	町	
		気候変動適応対策事業	町	
		シェアリングサービス導入検討事業	町	
		企業版ふるさと納税活用促進事業	町	

過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>ワーケーション活用促進事業</p> <p>内容:新たな旅行スタイルであり、暮らし方・働き方の提案でもあるワーケーションについて、官民での活用促進を図る。</p> <p>必要性:コロナ禍による、テレワークが普及し働き方・暮らし方が見直される中、ワーケーション適地としてのニセコ町の魅力を発信し、その環境を整備していく必要がある。</p> <p>効果:ワーケーションを通じてニセコ町の魅力を発信することで、観光振興に加え、移住定住への展開やニセコファン（関係人口）拡大などを図ることができる。</p>	町・民間	
	地域おこし協力隊を核とした関係人口拡大事業	<p>内容:地域おこし協力隊の受入及び支援を行う。また地域協力活動といった協力隊（OB等含む）の様々な取組などを活かし、ニセコ町とつながる関係人口の拡大を図る。</p> <p>必要性:移住定住対策に加え、新たなまちづくりの担い手の一躍として、ニセコファン・関係人口を拡大させていく必要がある。</p> <p>効果:都市部からの移住者であり地域活動に取り組む地域おこし協力隊（OB等含む）を中心に、関係人口の拡大事業を展開することにより、効果的かつ新たな視点での地域活性化を図ることができる。</p>	町	
	交流拠点(中央倉庫群)活用事業	<p>内容:中央倉庫群の再活用のために、必要な環境を整備のうえ、指定管理者制度により、NPO等が運営する。</p> <p>必要性:町の貴重な財産である中央倉庫群を、町内外の多くの方に利用してもらう。町民の憩いの場を確保すると同時に、観光振興や交流拠点化にも繋げる。</p> <p>効果:駅前という立地や建物の特色を生かし、町内外問わず憩いの場としての可能性がある。住民と観光客など様々な人の交流の場の創設にも繋がる。</p>	町・民間	

		<p>地域間交流促進事業 内容：歴史的・文化的に繋がりのある滋賀県高島市や鹿児島県薩摩川内市、福島県国見町等との交流事業として、特産品相互販売・出店、子どもの相互訪問事業などを行う。 必要性：国際リゾートとして多様な文化に触れる機会も多い本町だが、国内においても歴史的・文化的に繋がりがある地域と交流を継続することで、異なる国内文化等に触れる機会が得られるとともに、本町の魅力・地域の価値のＰＲや再発見につながる。 効果：相互理解教育の推進、特産品相互販売による経済交流を促進する。</p>	町	
		<p>人材育成促進事業 内容：商工会等と連携しビジネス等に係わるセミナーや講座を実施し、地域人材を育成する。 必要性：地域内において、起業や事業拡大等について学ぶ場が少ない。 効果：ビジネスに関するノウハウを習得することにより、起業や地域で活躍する人材が増加し、地域の活性化に繋がる。</p>	町	
		<p>S D G s 人材育成・支援事業 内容：S D G s に係わるセミナーや講座の実施、また、関連する国際会議、イベント等への子供たちの参加を支援し、町民意識の醸成と地域人材を育成する。 必要性：国際的で多様性のある地域特性を活かし S D G s について学び、行動につなげる取り組みを進める必要がある。 効果：町民意識の底上げ及び核となる人材を育成することにより、持続可能な地域（社会）の実現に繋がる。</p>	町	
		<p>移住定住支援事業 内容：社会情勢や移住希望者等のニーズに応じた相談対応・情報提供などの支援事業を実施する。 必要性：多くの移住希望者に的確かつ柔軟に情報等を提供する必要がある。 効果：定住化の促進と過疎化から脱却する。</p>	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>観光プロモーション強化事業 内容：東アジアの富裕層を主なターゲットとし、中国、上海、台湾、シンガポール、国内からのインバウンドを狙う。このため旅行博への参加や誘致の商談を行う。 必要性：国内外の旅行者の目線をニセコへ向けることで、落ち込んでいる宿泊事業の再生が喫緊の手段となっている。 効果：観光事業者のビジネスを再生し、人口増と観光事業者の生活の安定を確保し、持続可能なまちづくりを進める効果がある。</p>	町	

	グリーンバイク事業 内容：町内観光拠点に電動付自転車・バイクを配置し、観光客に貸し出すシステム。 必要性：観光エリアが広く、観光資源や拠点施設間の距離があるニセコにとって、簡易な移動手段は重要なインフラ整備であるため、観光客の移動利便性を大いに高める。 効果：自転車・バイク利用の促進は、環境負荷を低減するとともに、新しい観光資源として観光振興に直結する。	町	
	町内景観おもてなし事業 内容：観光施設のみならず、町内一円で植栽や、町内のデコレーション等を行う。 必要性：来訪者の受入れは、観光事業者のみならず、町内一丸となっておもてなしする姿勢の構築が重要である。このため、花づくり等を核とした一体的な取組みを醸成する。 効果：来訪者へのおもてなしとなることはもとより、町内全体でおもてなしをする機運の醸成となる。	町	
	2次交通利便性向上事業 内容：関係事業者による検討の場を設置し、ニセコ一千歳間の交通利便性の向上を図る計画策定と事業を実施する。 必要性：国内外からの観光客集客のために、地域交通を確保する必要がある。 効果：ニセコの観光施設への誘客が促進され、雇用の確保がなされ、産業振興と人口の定着化が促進される。	町	
	町民観光大学設置事業 内容：町の主要産業である観光について、専門性の高い教育を行う機関を設置し、観光に従事する人材を育成する。(ニセコ高校観光コースの強化・専門学校・大学などの形式は今後検討) 必要性：海外からの投資その他で、専門性の高い観光関連の人材が求められており、この人材育成は喫緊の課題となっている。 効果：小さな世界都市を標榜するニセコ町にとってホテルとの連携による、地元教育機関からの人材輩出は若者の定着化とまちの国際化に大きな役割を果たす。	町	
	土づくり対策事業（堆肥流通事業） 内容：堆肥センター運営支援及び維持修繕、堆肥1300円／t、有機質原料200円／tを助成する。 必要性：地域循環型クリーン農業の実践が求められている。 効果：地域循環クリーン農業の継続が期待できる。	町	

	<p>土づくり対策事業（土壤診断事業） 内容：土壤分析に対し1／2を助成する。 必要性：地域循環型クリーン農業の実践が求められている。 効果：土壤診断に基づく効率的な施肥・防除の実践が期待できる。</p>	町	
	<p>土づくり対策事業（緑肥作物奨励事業） 内容：遊休地等への緑肥作物や景観作物の作付けを奨励し、農業振興及び観光振興を図る。 必要性：輪作体系の確立と、国内外からのリピーターを増やすため、地域景観を活用した取組みが必要である。 効果：連作障害の回避、地力増進のほか、観光誘客が促進され、産業振興へつながる。</p>	町	
	<p>明暗渠掘削特別対策事業 内容：バックホー使用料に対し1／2を助成する。 必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。 効果：生産基盤の整備による農業振興が期待できる。</p>	町	
	<p>農業用水路補修事業 内容：水利組合に対し1／2を助成する。 必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。 効果：生産基盤の整備による農業振興が期待できる。</p>	町	
	<p>クリーン農業総合推進事業 内容：クリーン米栽培に対し3,000円／10aを助成し消費拡大PRを行う。 必要性：消費者に信頼される生産地の責任として生産情報の開示が求められている。 効果：安全・安心な農産物の生産と供給実現が期待できる。</p>	町	
	<p>農業経営基盤強化担い手育成事業 内容：新規就農貸付金、青年研修事業、担い手育成補助事業等を実施する。 必要性：地域農業を担う優れた人的確保対策は緊急課題である。 効果：優れた担い手の育成・確保が期待できる。</p>	町	
	<p>農地流動化緊急対策事業 内容：農地賃借料に対し30%を助成する。 必要性：農用地の流動化と生産基盤の整備が求められている。 効果：意欲ある担い手への効率的かつ安定的な農業経営の確立が期待できる。</p>	町	

	<p>除間伐奨励事業 内容：ha当たり5,000円を助成する。 必要性：林業の振興と適正な管理が求められている。 効果：除間伐の奨励による林業振興と環境対策を推進する。</p>	町	
	<p>農業気象観測システム導入促進事業 内容：農業用の気象観測システムを導入するため実証実験を実施する。 必要性：天候の予測ができないことによる農作物の不作等のリスクを回避し、農作業の効率化を図る。 効果：農作業の効率化だけではなく、データを分析することにより、コストダウン、品質向上等に繋がる。</p>	町	
	<p>観光協会ホームページ機能向上事業 内容：観光協会ホームページを多言語化し、海外への発信力を高めるとともに、外国人への観光案内においてipadを導入する。 必要性：海外からのインバウンドを強化するためには、PRが必須であり、観光協会で遅れているホームページの多言語化を進める必要がある。 効果：海外からの閲覧が増え、インバウンド強化に大きな効果がある。</p>	町	
	<p>地域観光情報データベース整備事業 内容：ニセコ町・俱知安町及び近隣町村の宿泊・飲食・イベント・アクティビティなどの情報を一元化したデータベースを構築する。 必要性：ニセコは豊富な観光資源に恵まれたエリアながら、複数の行政が跨っており、宿泊、イベント、飲食、アクティビティなどの情報が一元化されておらず、観光情報の提供に支障をきたしており観光情報の一元化は観光地として大きな課題となっている。 効果：周辺の観光情報を一元化することで、旅行者目線での情報提供が可能となり、更に多くのインバウンドが期待できる。</p>	町	
	<p>観光振興事業 内容：町民が主体となって実施する観光イベントを支援する。 必要性：町内のイベントは貴重な観光資源となりうる。積極的な住民自治活動を拡大する。 効果：観光分野の魅力向上だけではなく、町民間での交流及び、都市部との交流にも繋がる。</p>	町	

	<p>町内MICE活動支援事業 内容：国内・海外を問わず、インバウンド強化に資する支援制度を創設する。 必要性：町施設や宿泊施設の稼働率を高め、観光振興へ繋げる必要がある。 効果：ニセコの観光施設への誘客が促進され、雇用の確保がなされ、産業振興と人口の定着化が促進される。</p>	町	
	<p>ポイントカード普及拡大事業 内容：町内商工事業者が実施しているポイントカード（綺羅カード）への支援を行い、町内経済の活性化を図る。 必要性：購買需用の町外流出が多く、町内の消費喚起、拡大を図る必要がある。 効果：ポイント制度の拡大充実により、町内店舗への来店機会、地元消費の増、継続的来店による地域経済の活性化及び町内での住民相互交流が喚起でき地域活性化が期待できる。</p>	町	
	<p>ニセコ観光圏・観光局推進事業 内容：ニセコ地域の観光推進のため、行政区域・官民を越えた広域組織による取組みを進める。 必要性：ニセコ地域を来訪する観光客は広域で楽しむためニーズに合わせた広域での推進策が必要である。 効果：広域化により、ニセコ地域としてのブランド形成を進めることができ、連携を強化することでより効果的に観光資源の保全・発掘・有効活用、観光客の満足度向上を図ることが出来る。</p>	町	
	<p>温泉資源（国民保養温泉地）利活用事業 内容：温泉資源を利用し、地元の温泉ソムリエ等を活用したイベント等を実施する。 必要性：ニセコエリアの温泉のPRによる町外からの観光客の集客及び国民の健康増進を図る。 効果：観光振興による地域の活性化及び、温泉利用率の向上に繋がる。</p>	町	
	<p>にぎわいづくり起業者等サポート事業 内容：町内で創業及び事業拡大等を目指す人に対し、工事費の3分の1以内を助成する。 必要性：創業しやすい環境整備や支援制度を持つことで、商工業の発展に繋げる。 効果：起業や事業拡大等により、雇用の創出及び、地域の活性化に繋がる。</p>	町	

	地産地消普及推進事業 内容:学校等への給食に地元の農産物を使用する等、地産地消の普及に取り組む。 必要性:地元の農産物を通じて、生産者と消費者のコミュニケーションを図る機会を設ける。地元產品のPRにつなげる。 効果:町民が農業に触れる機会の増加。また、地域内で產品の循環による地域の活性化に繋がる。	町	
	企業連携促進事業 内容:都市部の企業等と連携し、文化・教育・スポーツ・食育等について、地域間交流を通じて学ぶ。 必要性:都市部との交流は、町民の意識の改革及び、新しいチャレンジに繋がる。 効果:都市部との繋がりができるだけではなく、人材育成にも繋がる。また、教育振興及び、スポーツ振興にも繋がる。	町	
	温泉利用促進事業 内容:湯めぐりバス運行事業補助、湯めぐりバス事業補助を実施する。 必要性:交通難民の問題を解消し、複数の温泉を利用しやすい仕組みを作ることで、町内の温泉利用の促進を図る。 効果:観光客に地域の魅力をより満喫してもらうことができ、リピーターを増やすことも繋げることができる。	町	
	ニセコ観光魅力アップ事業 内容:民間事業者の活力・発案を生かした、これまでにない新たな視点での観光地づくりを行う。 必要性:ニセコ地域の経済・観光発展につなげるため必要である。 効果:官民連携により、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成することができる。	町	
	観光コンテンツ創出事業 内容:これまであまり活用されていなかつた町の資源や素材を活かしたオリジナリティ溢れる観光コンテンツを創出する。 必要性:新たな観光資源を活用することで観光拡大やリピーターの確保を図り、観光交流による地域づくりを推進するため必要である。 効果:本町の新たな観光資源を発掘することができる。	町	

	<p>地域林業人材育成事業 内容：地域で林業に携わる人材の育成・獲得を進める。 必要性：森林を地域資源として生かし、持続可能なまちで地域経済循環を向上させていくためには、中長期的な視点で人材の育成・確保を図っていく必要がある。 効果：豊富な森林資源を中長期的に活用できる体制を構築することにより、木材を中心とした地域経済循環の向上が図られるとともに、計画的な森林整備により脱炭素社会への貢献も期待できる。また、域外からの人材獲得により人口増に寄与する。</p>	町	
	<p>木材を中心とした地域資源活用事業 内容：森林などの地域資源について、付加価値の向上や地域での消費・活用に取り組む。 必要性：地域の持続的発展に向け、さらに地域資源を生かし、域内循環を高める必要がある。 効果：資金等の域外流出の削減と地域産業の強化、雇用創出につながる。</p>	町	
	<p>持続可能な観光振興ビジョン進捗管理事業 内容：R3年度実施する観光振興ビジョン策定にあたり、町民ワークショップの設定や会議録作成、策定プロセスの情報発信等、策定作業支援、進捗管理を行う。 必要性：ニセコ町が実施している持続可能な観光の実現にあたり、的確なビジョンを策定する必要があり、そこにマッチするよう有識者による進捗管理が必要である。 効果：円滑なビジョン策定を実現する。</p>	町	
	<p>サステナビリティコーディネート事業 内容：観光協会において、ニセコ町と連携して、「持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）」を推進する中核人財として「サステナビリティ・コーディネーター」を採用する。具体的には、持続可能な観光に関する国際基準（GSTC-D）に基づく取組の進捗管理を基軸として、関連事業の企画・運営等を担う。 必要性：海外では、「サステナブル・ツーリズムに取り組んでいない観光地は、10年後には淘汰される」とも言われている。今後もニセコ町が国内外の観光客にデスティネーション（旅行先）として選ばれるためには、新たなスタンダードとなる「持続可能な観光」への転換が求められている。 効果：上記事業実施にあたり体制強化を図り、持続可能な観光実現につなげる。</p>	民間	

	<p>持続可能な観光モニタリング調査事業</p> <p>内容：ニセコ町で取り組んでいる持続可能な観光地に向け、持続可能性指標に係る国内外の情報収集、モニタリング調査の実施、ニセコ版観光成果指標の提案を行う。</p> <p>必要性：本調査では、関係者の目線合わせ（認識合わせ）するために、新たな指標項目を提案する必要がある。</p> <p>効果：令和3年度内に策定を予定している「ニセコ町観光振興ビジョン」で新たな持続可能性指標の設定やKPIを設定することができる。</p>	町	
	<p>着地型旅行整備事業</p> <p>内容：持続可能な新たな旅行商品造成を行う。</p> <p>必要性：近年、SDGs教育プログラムや、アドベンチャートラベルなど需要が高まっており、アフターコロナを見据えた両行商品の造成において新たな展開が必要である。</p> <p>効果：持続可能な観光と親和性の高い旅行商品を造成・深化することで、新たな観光需要の発掘や選ばれる目的地へつなげる。</p>	民間	
	<p>観光案内・販売機能強化事業</p> <p>内容：観光協会における経営課題に即した人材育成計画の一環として、外部講師を招聘し向上接遇、販売強化を目的とした講習を実施する。</p> <p>必要性：来訪者の満足度向上及び販売力向上とともに社員エンゲージメントを視える化し、組織を活性化する必要がある。</p> <p>効果：外部講師招聘での質の高い講義や新しい知見を得ることが可能となり、研修の効率化、最適化にも繋げる。</p>	民間	
	<p>多言語観光案内標識整備事業</p> <p>内容：手持ちのスマートフォンで簡単に音声ガイドや観光案内情報取得が可能なQRコード表示看板等の設置を行う。</p> <p>必要性：地域において持続可能な観光の国際基準に対応した観光コンテンツの構築にあわせ、多言語の観光案内ツールを充実させる必要がある。</p> <p>効果：観光情報のペーパレス化や大きな看板が必要なくなり、持続可能な観光案内ツールとなる。</p>	町	

	<p>フットパスガイド人材育成・推進事業 内容: フットパスガイドの人材育成の一環としてのガイド・救急救命の講習や、イベント開催によるフットパス人材の発掘を行う。</p> <p>必要性 : フットパスは、アフターコロナで注目が高まるコンテンツの1つであり、高齢化含め幅広い世代に「歩く」ことそのものがトレンドとなりつつあり、ニセコ町としても強化していく必要がある。</p> <p>効果: フットパスは持続可能な観光とも親和性が高く、新たな観光需要の創出や、コースの整備(設定)そのものが地域の見直しや発見につながる。</p>	民間	
	<p>ＷＥＢマーケティング導入・推進事業 内容 : Webマーケティング手法を導入し、現状把握から様々な分析を行い、データ蓄積、検証、改修とのPDCAサイクルを回す。</p> <p>必要性 : 近年、消費者と観光地、施設(事業者)とのコンタクトポイントはWebが大半を占め、「Web」をベースにしたマーケティングが今後も主流となることから、いまこそ取り組む必要がある。</p> <p>効果 : 観光の入り口、滞在中のユーザー動向等、ニセコ町観光へ貴重なデータを収集、解析、対策を講じることで、ヒト・モノ・カネをニセコ町に誘引する。</p>	民間	
	<p>持続可能な観光地域づくり官学共同研究事業 内容: 大学と連携し、ニセコ町における「持続可能な観光地域づくり」をテーマに、課題について現地調査を行い、グループごとにフィールドワークやグループ討議、成果発表を行う。</p> <p>必要性: より持続可能な観光を実現するために、研究者や学生など多くの知見から、ニセコ町の課題を考察する必要がある。</p> <p>効果: 様々な立場から課題を考察することで、ニセコ町の持続的な観光事業の一助となる。</p>	町	
	<p>サイクルツーリズム推進事業 内容 : 様々なサイクルイベントへの対応や、レンタサイクル事業、サイクリングルートの整備やコースの情報発信などをを行う。</p> <p>必要性: 近年ニセコエリアではサイクルツーリズムが盛んになっており、急激に需要が高まっている。</p> <p>効果 : 自転車の利用促進は、新たな地域の魅力の発見につながるだけでなく、健康や環境にも好影響を阿多へ、持続観光課観光へつながる。</p>	民間	

		気象観測装置整備・雪崩情報提供推進事業 内容:ニセコエリア独自のバックカントリーを滑走するルール「ニセコルール」の基本情報となる「ニセコなだれ情報」を発信するために、より詳細な気象情報収集する。 必要性:「ニセコルール」は冬のニセコ最大の魅力であるパウダースノーを目的に来訪する観光客の増加の最大の要因となっており、より持続可能な仕組みの構築が必要となっている。 効果:安心安全なバックカントリーを維持することで、冬のニセコ観光がより持続可能なモノへつなげる。	民間	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティFM運営事業 内容:コミュニティFM「ラジオニセコ」の運営補助を行う。 必要性:住民への防災を含む情報提供の手段として、ラジオ放送が不可欠である。 効果:災害時緊急放送が入ることにより、住民が安心して生活を送ることができる。また、情報共有の手段として、有効である。	民間	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(11) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさとカフェ創設整備事業 内容:住民や観光客が気軽に立ち寄れ、情報収集できる場所を確保し、整備する。 必要性:移住者の定住促進が喫緊の課題となっている。地域住民の交流の場を持つことで、安心で快適な生活を送る。 効果:移住者と地域住民が交流し、情報交換を行うことにより、新たな地域コミュニティの創出及び、定住者の確保に繋がる。	町	
		デマンドバス運行利用拡大事業 内容:町内をバス業者に対し、デマンドバスの運行補助を行う。 必要性:町民特に交通弱者にとって、快適に生活する上で必要不可欠である。また、観光客の交通の利便性を確保する必要がある。 効果:高齢者等が町内に出る機会が増え、健康増進及び地域活性化に繋がる。また、交通の利便性向上により、観光振興にも繋がる。	民間	
		地域公共交通最適化検討事業 内容:道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の導入に向けて、事業主体の自立に向けた隘路を開拓する事業スキームを見出す。 必要性:観光施設をつなぐ交通手段が脆弱であり、多くの観光客を交通難民化させている。また地域住民の生活にも影響を及ぼしているため早期の解決が必要である。 効果:観光客の周遊性や地域住民の自立した生活の向上を図ることができる。	町	

		<p>自転車利用促進対策事業 内容：環境にやさしい交通手段の一つとして自転車の利用促進、環境整備を進める。 必要性：交通部門をはじめ、様々な分野で環境負荷の低減、脱炭素化に取り組む必要がある。 効果：環境負荷軽減に加え、健康促進、観光振興にもつながる。</p> <p>生活交通維持事業 内容：福井線維持のため、バス事業者に対し運行補助を行う。 必要性：市街地から離れた地域の重要な生活路線であり、地域住民の限られた交通手段として必要である。 効果：地域住民の交通手段と利便性を確保する。</p>	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>公共施設非常用発電機整備事業 内容：停電などの非常時に使用する発電機を整備する。 必要性：停電などが起こっても、避難・通信設備を確保し、行政窓口の通常業務及び住民への情報提供が必要である。 効果：避難・通信設備を大きな損害から守り、災害情報の提供が可能である。</p> <p>避難場所・避難所標識整備事業 内容：避難場所や避難所の標識を整備する。 必要性：災害時、スムーズな避難実施が必要なため。また、外国人住民や観光客への対応も必要となってくる。 効果：災害時のスムーズな避難実施及び、日常的な防災意識の向上にも繋がる。</p>	町	
		<p>公営住宅長寿命化計画改定事業 内容：公営住宅のストックマネジメントを適正に行うため本計画改定を行う。 必要性：快適な住環境整備を継続的に進めるため計画改定を進める必要がある。 効果：計画改定により現状把握及び段階的な維持、更新が実施でき良好な施設管理を進めることができる。</p>	町	
		<p>住宅耐震改修事業 内容：町内住宅の耐震化促進に向け、費用の一部について支援を行う。 必要性：町内には耐震基準満たない住宅が存在するが、費用負担が大きいことから対策が進んでおらず災害時の安全確保が難しいところがある。 効果：町民の生命財産を守ることができる。</p>	町	
		<p>住宅省エネ改修助成事業 内容：住宅への省エネ改修を進め町内における環境負荷低減を図る。 必要性：豊かな環境を次世代に守るために家庭からの二酸化炭素排出量を削減する必要がある。 効果：住宅の断熱性を高めることで使用エネルギーを抑制し、環境負荷の低減に繋がる。</p>	町	

	<p>空き家活用対策事業 内容：空き家の取壟し及び改修等の費用の一部を補助等し、利活用を推進する。また、空き家バンク等、空き家にさせない取組みを支援する。 必要性：町内で住宅不足が深刻な問題となっており、空き家を再活用し、解決する必要がある。住民が安心して暮らせるように、倒壊の恐れのある建物は撤去する等対策が必要である。 効果：住宅不足解消だけでなく、人口の増加や、住宅のミスマッチ解消にも繋がる。また、景観の保全にも繋がる。</p>	町	
	<p>民間集合住宅建設促進事業 内容：一定基準を満たして建設される民間住宅に対し補助する。 必要性：町内で住宅不足が深刻な問題となっており、公共だけでなく民間活力により解決する必要がある。 効果：住宅不足解消及び人口の増加に繋がる。</p>	町	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	<p>(8) 過疎地域持続的発 展特別事業</p> <p>高齢者グループホーム運営事業 内容：施設の安定運営に要する費用について支援する。 必要性：高齢者が地元で生活できる施設継続が必要である。 効果：安定運営や雇用の確保により、サービスの充実が期待できる。</p> <p>子ども医療費助成事業 内容：対象範囲を高校生以下の入院・外来・歯科・入院にまで独自拡大し、医療機関に支払う負担を助成する。 必要性：子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要がある。 効果：子どもの健康保持の増進、保護者の窓口負担の軽減による、子育てしやすい環境の充実を図る。</p> <p>障がい者福祉サービス事業 内容：交通費助成など、障がい者の生活安定に係る費用を負担する。 必要性：共生社会の実現に向け、社会活動を支援する必要がある。 効果：自立して暮らすことができることに繋がる。</p> <p>高齢者福祉サービス支援事業 内容：緊急通報システムの運用や生きがい活動支援など高齢者が安心して快適に生活できる環境づくりを実施する。 必要性：地域社会の一員として生活できる環境が必要である。 効果：高齢になっても安心した生活を送ることができる。</p>	社会福祉 法人	

		<p>予防接種助成事業 内容:町民が予防接種を受ける費用を負担する。 必要性:発熱や障害、疾病等を未然に防ぎ健康維持を図る。 効果:罹患による健康被害を防ぐ効果がある。</p>	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域医療対策事業 内容:休日急患受入体制の確保、地方病院における医師確保、訪問看護等の地域医療対策を実施する。 必要性:地方では医師・医療体制の不足が顕著で、施策の実施により環境を整える必要がある。 効果:住民が安心して生活できる医療環境の充実を図ることができる。</p> <p>不妊・不育治療等支援事業 内容:不妊・不育治療費及び超音波検診を支援する。 必要性:子どもに恵まれない夫婦の治療や不育症治療など、妊娠の経済的負担の軽減を図り、出産に至る支援環境の向上を図る。 効果:出生率の改善や移住定住促進に繋がる。</p>	民間	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>外国語指導助手配置事業 内容:町内教育機関へ外国語指導助手を派遣し児童生徒への指導を実施する。 必要性:町内には国内外からの観光客も多く、他言語教育による人材育成、国際的な感覚育成が必要である。 効果:他言語と触れることにより将来的な語学学習向上が図られる。</p> <p>特別支援児童生徒支援事業 内容:町内学校、幼稚センターへの支援講師の配置や学習活動事業への補助を行う。 必要性:児童生徒が集い、ともに教育を受けることができる社会づくりを進める必要がある。 効果:安心して学校生活を送り、心のバリアフリーの定着を図ることができる。</p> <p>ニセコ高校教育振興事業 内容:特色ある学校教育を進める。 必要性:全国唯一の緑地観光科を持つ高校として、実践的指導及び安定した教育環境をつくる必要がある。 効果:将来を担う産業人材が育成される。</p> <p>スキー場利用補助等スポーツ振興事業 内容:こども等にスキー場利用の際の助成を行う。 必要性:町の貴重な資源を多くの町民に利用してもらい、自然の大切さを学び、スポーツ振興に繋げる。 効果:町民の健康増進及び、スキー場利用者の拡大に繋がる。</p>	町	

	<p>トップランナーによる教育振興事業 内容：各分野で活躍している方を招致し、講演会や勉強会を開催する。 必要性：町民が様々な分野について知る機会を得ることは、個人及び地域の財産に繋がる。 効果：講演者及び参加者間の交流を創設する。また、町民の向上心を高め、活躍の場を広げる。</p>	町	
	<p>国際交流・教育推進事業 内容：国際交流員を中心に、町民の多文化を学ぶ機会を創設する。また、外国人住民のサポート等を実施する。 必要性：外国人住民の増加に伴い、住民の多文化へ興味を持たせ、共生していく地域づくりを進める。また、外国人住民の支援は、必要不可欠となっている。 効果：共生により、人口の増加が期待できる。また、新たな雇用の創出、及び地域の活性化に繋がる。</p>	町	
	<p>学習交流センター運営事業 内容：図書館機能を中心に、放課後の子どもの居場所や大人の社会教育活動の拠点としての役割を果たす学習交流センターについて、NPOが指定管理者となり運営する。 必要性：本町は図書館や書店を有しないため、本施設の図書館機能は図書に触れられる環境面のほか子どもの居場所面としても大変貴重であり、NPOが指定管理者として運営に携わることにより、よりサービス水準の高い施設運営が図られる。 効果：NPO主体による運営により、効率的かつ魅力的な施設運営が図られる。また、お年寄り等のボランティアの活躍の場ともなっており、町民主体のまちづくりの実践による地域力向上に繋がる。</p>	町	
	<p>スクールバス運行事業 内容：町内の小・中学校・高等学校に通学する児童生徒の遠距離通学対策としてスクールバスを運行する。 必要性：遠距離通学者に対する交通手段の確保のため必要である。 効果：年間を通じて児童生徒の安全が確保されるとともに保護者の負担軽減が図られる。</p>	町	
	<p>地域スポーツ指導推進事業 内容：生徒のスポーツ活動を管理運営する地域団体等に対し支援する。 必要性：生徒の自主的なスポーツ活動機会の確保、教師の負担軽減、世代間地域コミュニティの醸成のため必要である。 効果：生徒のスポーツ環境を整える。</p>	町	

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	集落支援員配置事業（R3年～5名） 内容：集落支援員を設置し、地域の活性化に繋げる。 必要性：地域扶助機能の低下など、様々な問題が顕在化することが懸念される。 効果：地域活性化策などの助言が期待できる。	町	
		地域おこし支援事業（R3年～30名） 内容：地域おこし協力隊を配置し、地域の活性化に繋げる。 必要性：地域扶助機能の低下など、様々な問題が顕在化することが懸念される。 効果：地域活性化策などの助言が期待できる。	町	
		NISEKO生活・モデル地区促進事業 内容：自治体SDGsモデル事業として国から選定された持続可能な街区づくり事業について、事業実施主体として設立した官民専門家連携のまちづくり会社への支援を行い、事業促進を図る。 必要性：まちづくり会社が主体となるが、住宅不足や脱炭素化といった公共的課題解決に向けた事業であり、また、SDGsの概念を取り入れたこれまでにない次世代型の街区事業であることから、着実な事業展開のためには、まちづくり会社と連携し、必要な支援を行っていく必要がある。 効果：住宅不足の解消、人口増といった効果に限らず、脱炭素化や地域コミュニティ活性化など多面的な効果発揮を設計している事業であり、また将来の一つのモデルとして他地域への展開も想定している。	民間	
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	有島記念館文化活動拠点化・歴史継承 推進事業 内容：本町歴史文化の中心である有島記念館の文化活動拠点としての取組みの強化を図る。また、所有資料の公開、関係団体との連携や地域歴史資産の活用による企画展等を開催する。 必要性：本町の歴史上、有島武郎の農地解放は大きな出来事である。関連資料の活用・文化活動の活性化を通じ、歴史継承と地域への愛着喚起を図る。 効果：地元文化との接点の創出、文化活動による地域活性化に繋がる。	町	

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用促進事業 内容：地域特性等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入と利用促進を図る 必要性：脱炭素社会に向けて、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用促進が必要である。 効果：適正な再生可能エネルギーの導入・利用促進による脱炭素化、さらにエネルギーの域内循環によるエネルギーコストの域外流出削減、雇用創出も含めた地域産業化につながる。	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	SDGs普及促進展開事業	町	
		環境モデル都市アクションプラン実行加速化事業	町	
		気候変動適応対策事業	町	
		シェアリングサービス導入検討事業	町	
		企業版ふるさと納税活用促進事業	町	

參考資料

参考資料

令和3年度～令和7年度									(単位:千円)	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	令和3年度～令和7年度					備考
					3	4	5	6	7	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ワーケーション活用促進事業	町・民間	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	(新)
		地域おこし協力隊をとした関係人口拡大事業	町	30,000			10,000	10,000	10,000	(新)
		交流拠点(中央倉庫群)活用事業	町・民間	50,000	9,000	10,000	10,000	10,000	11,000	(新)
		地域間交流促進事業	町	12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
		SDGs人材育成・支援事業	町	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	(新)
		人材育成促進事業	町	2,000		500	500	500	500	(新)
		移住定住支援事業	町	17,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	(新)
		小計	—	123,000	17,200	18,700	25,700	28,700	29,700	
	うち過疎地域持続的発展特別事業			123,000	17,200	18,700	25,700	28,700	29,700	
	過疎債ソーブン事業実施分			123,000	17,200	18,700	25,700	28,700	29,700	
	過疎債ソーブン基金積立分			0	0	0	0	0	0	
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0	
2 産業の振興	(1) 基盤整備農業	国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区事業実施 平成26～令和9年度受益面積 A=1,490ha	国	9,871,535	2,781,535	1,930,000	1,930,000	1,930,000	1,300,000	
		畜産環境対策事業	町	30,000					30,000	
		地場産業の振興生産施設流通販売施設	道の駅セビコビーパラザ再整備事業	町	6,900		2,700	1,600	2,600	(新)
	(9) 観光又はレクリエーション	ニセコ観光整備事業	町	50,000				5,000	45,000	
		縄羅乃湯機能向上改修事業	町	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		フットバス・サイクリングロード整備事業	町	9,000		3,000	3,000	3,000		
		なごれ鋼琴所整備事業	町	9,000		3,000	3,000	3,000		
		ニセコ森と公園の活性計画・施設整備事業	町	14,000		4,000				
		観光サイン類再整備事業	町	3,000	1,000	2,000				
		五色温泉インフォメーションセンター長寿命化事業	町	3,000			3,000			
		公園施設改修事業	町	160,000		60,000			100,000	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			17,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	グリーンバーン事業			2,000		1,000	1,000			
	町内景観おでなし事業			4,450	450	1,000	1,000	1,000	1,000	
	2次交通利便性向上事業			12,000		3,000	3,000	3,000	3,000	
	町民観光学設置事業			2,000				1,000	1,000	
	七づくり対策事業(堆肥化通事業)			38,000	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	
	七づくり対策事業(土壤診断事業)			1,750	350	350	350	350	350	
	七づくり対策事業(緑肥作物奨励事業)			10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	明暗渠掘削特別対策事業			3,000	600	600	600	600	600	
	農業用水路整修事業			2,500	500	500	500	500	500	
	グリーン農業給付推進事業 10a当たり93,000円			15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	農業経営基盤強化担い手育成事業			15,000		3,000	3,000	3,000	3,000	
	農地流動化促進事業			3,800	1,200	1,000	1,000	600		
	除伐焚却事業			2,500	500	500	500	500	500	
	農業気象観測システム導入促進事業			2,000		2,000				
	観光協会ホームページ機能向上事業			3,000				3,000		
	地域観光情報データベース整備事業			5,000				5,000		
	観光振興事業			13,500	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	
	町内MICE活動支援事業			12,000		3,000	3,000	3,000	3,000	
	ポイントカード普及拡大事業			30,500	2,500	7,000	7,000	7,000	7,000	
	ニセコ観光局・観光局推進事業			44,500	4,500	10,000	10,000	10,000	10,000	
	温泉資源(国民保養温泉地)利活用事業			4,000		1,000	1,000	1,000	1,000	
	にぎわいづくり起業者等サポート事業			12,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	地産地消普及推進事業			15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	企業連携促進事業			4,000		1,000	1,000	1,000	1,000	
	温泉利用促進事業			11,600		2,900	2,900	2,900	2,900	
	ニセコ観光魅力アップ事業			2,400		600	600	600	600	
	観光コンビニ創出事業			16,000		4,000	4,000	4,000	4,000	
	地域林業人材育成事業			20,000		5,000	5,000	5,000	5,000	
	木材を中心とした地域資源活用事業			70,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	(新)
	持続可能な観光振興プロジェクト推進管理事業			5,400	1,800	1,800	1,800			(新)
	サステナビリティコーディネート事業		民間	19,421	6,821	6,200	6,400			(新)
	持続可能な観光モニタリング調査事業		町	15,050	5,150	4,950	4,950			(新)
	看型旅行整備事業		民間	24,690	7,140	6,050	5,500	3,000	3,000	(新)
	観光案内・販売機器強化事業		民間	6,190	1,620	1,320	1,650	800	800	(新)
	多言語観光案内標識整備事業		町	10,948	4,348	2,200	2,200	1,100	1,100	(新)
	スマートバゲイドバイオネート事業		民間	2,600	1,000	500	500	300	300	(新)
	WEBマーケティング導入・推進事業		民間	10,560	2,640	2,640	2,640	1,320	1,320	(新)
	持続可能な観光地域づくり官民共同研究事業		町	900	300	300	300			(新)
	サイルツーリズム推進事業		民間	4,000				2,000	2,000	(新)
	気象観測装置整備・雪崩情報提供推進事業		民間	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(新)
	小計		—	11,525,891	2,885,951	2,136,010	2,871,590	2,084,770	1,547,570	
	うち過疎地域持続的発展特別事業			504,259	86,519	113,010	110,990	101,170	92,570	
	過疎債ソーブン事業実施分			504,259	86,519	113,010	110,990	101,170	92,570	
	過疎債ソーブン基金積立分			0	0	0	0	0	0	
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0	
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化ための建設 防災行政無線デジタル化事業	防災行政無線デジタル化事業	町	30,000						30,000
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティFM運営事業	民間	130,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	
		ふるさとかくわ塾設置整備事業	町	1,000				500	500	
			—	161,000	26,000	26,000	26,000	26,500	56,500	
				131,000	26,000	26,000	26,000	26,500	26,500	
		過疎債ソーブン事業実施分	—	131,000	26,000	26,000	26,000	26,500	26,500	
		過疎債ソーブン基金積立分	—	0	0	0	0	0	0	
		基金取崩分	—	0	0	0	0	0	0	
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(1) 市町村道 道路	町道側溝改修事業 側溝改修 L=980m	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		駅前西三筋歩道整備事業 L=260m	町	60,470	60,470					
		NISEKO生活・モデル地区道路改良事業 L=1,104m	町	301,000	40,000	52,500	25,000	92,500	91,000	
		役場前歩道整備・改良舗装事業 L=300m	町	115,000	25,000	30,000	30,000	30,000		
		(仮称)桜丘ニュータウン・道路改良事業 L=150m	町	52,000		12,000	20,000	20,000		
		製陶会社通り整備・改良舗装工事	町	115,000		25,000	30,000	30,000	30,000	
		町道長寿化事業	町	120,000		30,000	30,000	30,000	30,000	
		小型除雪車整備事業	町	6,000		6,000				
		中学校歩道整備・改良舗装事業 L=290m	町	88,000			15,000	73,000		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	橋りょう長寿化事業	町	289,000	52,000	60,000	77,000	50,000	50,000	
		デジタルバス運行利用拡大事業	民間	130,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	
		地域公共交通最適化検討事業	町	70,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	
		自転車利用促進対策事業	町	4,500	500	1,000	1,000	1,000	1,000	
		生活交通維持事業	民間	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
	小計		—	1,385,970	224,970	263,500	275,000	373,500	249,000	
	うち過疎地域持続的発展特別事業			224,500	44,500	45,000	45,000	45,000	45,000	
	過疎債ソーブン事業実施分			224,500	44,500	45,000	45,000	45,000	45,000	
	過疎債ソーブン基金積立分			0	0	0	0	0	0	
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0	

5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道機械計装設置更新事業	町	155,000		5,000	50,000	50,000	50,000
		二七コ町簡易水道配水管更新事業	町	570,000	20,000	220,000	100,000	30,000	200,000
		二七コ町簡易水道水源整備事業	町	1,160,000	40,000	50,000	470,000	600,000	(新)
		二七コ町簡易水道配水管布設事業	町	44,000	4,000	20,000	20,000	20,000	(新)
		二七コ町簡易水道配水管施設改修事業	町	28,000	6,000	7,000	5,000	5,000	5,000(新)
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道施設改修更新事業	町	209,000	9,000	70,000	50,000	30,000	50,000(新)
		下水道管渠新設事業	町	24,000	4,000	10,000	10,000		(新)
		下水道管渠移設事業	町	19,500	500	10,000			
		合併処理浄化槽整備事業	町	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		自家発電室整備事業	町	20,000		20,000			
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	農村集落排水施設機能強化事業	町	10,000		10,000				(新)
		一般廃棄物最終処分場機能向上改修事業	町	43,012	2,912	7,400	13,100	15,400	4,200
		ごみ収集車整備事業	民間	13,100					13,100
		し尿收集車整備事業	民間	9,200				9,200	
		火葬場機能向上改修事業	町	3,000	0				3,000
	(4) 消防施設	防火水槽更新事業	消防組合	70,759	22,759	12,000	12,000	12,000	12,000(新)
		消防自動車整備事業(広報車)	消防組合	7,300				7,300	(新)
		消防ポンプ自動車更新事業(ポンプ車)	消防組合	20,000					20,000
		消防監視モニター更新事業	消防組合	4,500					4,500
	(6) 公営住宅	新旧地盤整備事業	町	792,000	22,000	0	450,000	320,000	0(新)
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公営住宅改修事業	町	18,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000(新)	
		公共施設非常用発電機整備事業	町	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		避難所・避難所標識整備事業	町	1,600					
		公営住宅長寿化計画改定事業	町	4,000					4,000
		住宅耐震改修事業	町	1,500	300	300	300	300	300
		住宅エコ改修事業	町	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		空き家活用対策事業	町	6,000	0	1,500	1,500	1,500	1,500
		民間集合住宅建設促進事業	町	60,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000(新)
	(8) その他	幼稚園舍防災センター・駐車場整備事業	町	750,000		50,000	700,000		(新)
		防災倉庫整備事業	町	30,000					30,000
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	非常用燃料備蓄施設整備事業	町	15,000						
	小 計	—	—	4,052,971	153,171	511,900	1,900,600	1,103,400	383,900
	うち過疎地域持続的発展特別事業			85,600	14,800	16,300	16,300	20,300	17,900
	過疎債ソフト分事業実施分			85,600	14,800	16,300	16,300	20,300	17,900
	過疎債ソフト分基金積立分			0	0	0	0	0	0
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0
	(1) 児童福利施設 児童館	二七コども館機能向上改修事業	町	5,000					5,000(新)
	(4) 介護老人保健施設	二七コハイム機能向上改修事業	社会福祉法人	1,594,000		4,000	1,590,000		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者グループホーム運営事業	社会福祉法人	47,278	7,278	10,000	10,000	10,000	10,000
7 医療の確保	子ども医療費助成事業	町	65,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
	障がい者福祉サービス事業	町	125,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	高齢者福祉サービス支援事業	町	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	予防接種助成事業	町	80,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
	小 計	—	—	1,966,278	71,278	78,000	1,664,000	74,000	79,000
	うち過疎地域持続的発展特別事業			367,278	71,278	74,000	74,000	74,000	74,000
	過疎債ソフト分事業実施分			367,278	71,278	74,000	74,000	74,000	74,000
	過疎債ソフト分基金積立分			0	0	0	0	0	0
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0
	(1) 診療施設 病院	俱知安厚生病院第2期整備費用負担事業	民間	218,337	24,718	75,514	73,454	27,568	17,083(新)
8 教育の振興	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療対策事業	民間	101,973	20,573	20,600	20,600	20,600	19,600
	不妊・不育治療等支援事業	町	5,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	小 計	—	—	325,810	46,391	97,214	95,154	49,268	37,783
	うち過疎地域持続的発展特別事業			107,473	21,673	21,700	21,700	21,700	20,700
	過疎債ソフト分事業実施分			107,473	21,673	21,700	21,700	21,700	20,700
	過疎債ソフト分基金積立分			0	0	0	0	0	0
	基金取崩分			0	0	0	0	0	0
	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校トイ・機能向上改修事業(洋式化、シャワー、温水)	町	7,000		7,000			(新)
		ニセコ高校機能向上改修事業	町	30,000	0	10,000		10,000	10,000
		近赤松小学校増築事業 教室増設 136m ²	町	127,501	127,501				
9 屋外運動場 水泳プール 寄宿舎 教職員住宅 給食施設	大型表示装置整備事業(各教室)	町	10,000		5,000	5,000			(新)
	ニセコ小学校器具更新事業	町	5,000						5,000(新)
	水泳プール改修事業(上屋シート、換気扇、ろ過機改造)	町	7,500		7,500				(新)
	高校寄宿舎再整備事業	町	387,000		7,000	380,000			(新)
	教職員住宅改修事業	町	17,000	0	6,000	1,000	2,000	8,000	
	星掛・壁の塗装及び張替	町	122,500			2,500		120,000	
	教職員住宅整備事業	町	2,500	500	500	500	500	500	
	給食センター設備更新事業	町	15,360		15,360				(新)
	幼児センター・ボーラー機能向上改修事業	町	70,000			4,000	6,000	60,000	(新)
	集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	二七コ町地区ミニティセンター改修事業 屋根・壁の塗装及び張替	町	8,000		2,000	2,000	2,000	(新)
(4) 過疎地域持続的発展特別事業	競争体育館機能向上改修事業	町	62,600	2,600	20,000	20,000	20,000	(新)	
	運動公園野球場改修事業	町	5,000		5,000				(新)
	運動公園管理用ドクター整備事業	町	3,000		3,000				(新)
	外国语指導助手配慮事業	町	37,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	
	特別支援児生徒支援事業	町	72,300	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	
	ニセコ高校教育振興事業	町	96,500	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	
	スキー場利用補助等スポーツ振興事業	町	17,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
	トップランナーによる教育振興事業	町	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
	国際交流・教育推進事業	町	2,500	500	500	500	500	500	
	学習交流センター運営事業	町	76,500	15,300	15,300	15,300	15,300	15,300	
その他	スクールバス運行事業	町	284,000	56,800	56,800	56,800	56,800	56,800	
	地域スポーツ指導推進事業	町	9,000		9,000				(新)
	ニセコ高校農場車両更新(トラクター、トラック)	町	13,500			3,500	10,000		(新)
	ニセコ高校温室架台更新	町	2,600		2,600				(新)
	小 計	—	—	1,501,061	249,801	219,160	537,700	289,700	294,700
うち過疎地域持続的発展特別事業	605,000	119,200	128,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	
	過疎債ソフト分事業実施分	605,000	119,200	128,200	119,200	119,200	119,200	119,200	
	過疎債ソフト分基金積立分	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金取崩分	0	0	0	0	0	0	0	0

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落支援員配置事業 R3～5名程度	町	110,500	21,500	22,250	22,250	22,250	22,250		
		地域おこし支援事業 R3～30名程度	町	712,000	140,000	143,000	143,000	143,000	143,000		
		NISEKO生活・モデル地区促進事業	民間	75,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000 (新)		
	(3) その他	NISEKO生活・モデル地区整備事業	民間	1,320,000	100,000	70,000	360,000	520,000	270,000		
		小 計	—	2,217,500	276,500	250,250	540,250	700,250	450,250		
		うち過疎地域持続的発展特別事業		897,500	176,500	180,250	180,250	180,250	180,250		
		過疎債ソフト分事業実施分		897,500	176,500	180,250	180,250	180,250	180,250		
		過疎債ソフト分基金積立分		0	0	0	0	0	0		
		基金取崩分		0	0	0	0	0	0		
		小 計	—	744,417	4,600	33,300	244,000	206,000	256,517		
	10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	有島記念館展示収蔵機能強化事業	町	50,977	2,500	9,000	7,000		32,477	
			有島記念館機能向上改修事業	町	637,000			237,000	200,000	200,000 (新)	
			典道産群整備事業	町	22,140	2,100	2,000			18,040	
			学習交流センター機能向上改修事業	町	22,300		22,300				
		(2) 過疎地域持続的発展特別事業	有島記念館文化活動拠点化・歴史継承推進事業	町	12,000			6,000	6,000		
			小 計	—	744,417	4,600	33,300	244,000	206,000	256,517	
			うち過疎地域持続的発展特別事業		12,000	0	0	0	6,000	6,000	
			過疎債ソフト分事業実施分		12,000	0	0	0	6,000	6,000	
			過疎債ソフト分基金積立分		0	0	0	0	0	0	
			基金取崩分		0	0	0	0	0	0	
	11 再生可能エネルギーの利用推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	新庁舎太陽光発電整備事業	町	100,000					100,000 (新)	
			(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用促進事業	町	17,000	1,000	1,000	5,000	5,000	5,000 (新)
		小 計	—	117,000	1,000	1,000	5,000	5,000	5,000	105,000	
		うち過疎地域持続的発展特別事業		17,000	1,000	1,000	5,000	5,000	5,000		
		過疎債ソフト分事業実施分		17,000	1,000	1,000	5,000	5,000	5,000		
		過疎債ソフト分基金積立分		0	0	0	0	0	0		
		基金取崩分		0	0	0	0	0	0		
		小 計	—	121,500	4,500	28,000	31,500	33,000	24,500		
		うち過疎地域持続的発展特別事業		0	0	0	0	0	0		
		過疎債ソフト分事業実施分		0	0	0	0	0	0		
		過疎債ソフト分基金積立分		0	0	0	0	0	0		
		基金取崩分		0	0	0	0	0	0		
総 計				24,242,398	3,961,362	3,663,034	8,219,494	4,974,088	3,424,420		
うち過疎地域持続的発展特別事業				3,074,610	578,670	624,160	627,140	627,820	616,820		
過疎債ソフト分事業実施分				3,074,610	578,670	624,160	627,140	627,820	616,820		
過疎債ソフト分基金積立分				0	0	0	0	0	0		
基金取崩分				0	0	0	0	0	0		